

参議院議院運営委員会會議録第十一号

平成九年十二月十二日(金曜日)

午後零時四十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中曾根弘文君
理事 鴻池 祥肇君
中島 眞人君
西田 吉宏君
足立 良平君
魚住裕一郎君
齋藤 勲君
三重野栄子君
吉岡 吉典君

委員 岩永 浩美君
大野つや子君
釜本 邦茂君
陣内 孝雄君
田浦 直君
中原 爽君
林 芳正君
山本 一太君
石田 美栄君
菅川 健二君
寺澤 芳男君
和田 洋子君
小川 勝也君
国井 正幸君
渡辺 四郎君
須藤美也子君

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

参議院議員

議院運営委員長 亀井 善之君
事務局側
事務総長 黒澤 隆雄君
事務次長 堀川 久士君
議事部長 島原 勉君
委員部長 穴戸 洋君
記録部長 林 五津夫君
警務部長 吉田 成宣君
庶務部長 川村 良典君
管理部長 石堂 武昭君
国際部長 松本 和朗君

本日の会議に付した案件

○本日の本会議の議事に関する件

○決議案の委員会審査省略要求の取り扱いに関する件

○本日の再開後の本会議の議事に関する件

○国会法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○参議院規則の一部改正に関する件

○派遣議員の報告に関する件

○本委員会の継続審査要求に関する件

○閉会中における本委員会所管事項の取り扱いに関する件

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長の報告に関する件を議題といたします。

〔資料配付〕

○西田吉宏君 本日は、お手元の資料のとおり各委員会議の議案を上げした後、一たん休憩することの動議を提出いたします。

○委員長(中曾根弘文君) ただいまの西田君提出の動議に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中曾根弘文君) 多数と認めます。よって、西田君提出の動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後二時開会

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから議院運営委員会を再開いたします。

まず、決議案の委員会審査省略要求の取り扱いに関する件を議題といたします。

事務総長の報告を求めます。

○事務総長(黒澤隆雄君) 本日、平井卓志君外四名から議長不信任決議案が提出されました。

本決議案には、発議者全員から委員会の審査を省略されたい旨の要求書が付されております。

この要求につきまして御審議をお願いいたします。

○委員長(中曾根弘文君) ただいまの事務総長報告の決議案の委員会審査を省略することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、本日の再開後の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(黒澤隆雄君) 御説明申し上げます。

再開後の議事は、平井卓志君外四名決議に係る議長不信任決議案(委員会審査省略要求事件)でございます。

まず、本決議案の委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもつてお諮りいたします。

異議がないと決します。

○委員長(中曾根弘文君) 御説明申し上げます。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、本日の再開後の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(黒澤隆雄君) 御説明申し上げます。

再開後の議事は、平井卓志君外四名決議に係る議長不信任決議案(委員会審査省略要求事件)でございます。

まず、本決議案の委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもつてお諮りいたします。

異議がないと決します。

○委員長(中曾根弘文君) 御説明申し上げます。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、本日の再開後の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(黒澤隆雄君) 御説明申し上げます。

再開後の議事は、平井卓志君外四名決議に係る議長不信任決議案(委員会審査省略要求事件)でございます。

まず、本決議案の委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもつてお諮りいたします。

異議がないと決します。

すと、発議者平井卓志君が趣旨説明をされ、次いで、佐々木清君、猪熊重二君、伊藤基隆君、立木洋君のおおの十分の討論の後、採決いたします。

採決は記名投票をもつて行います。

以上をもちまして一たん休憩いたします。その所要時間は約一時間五分の見込みでございます。

○委員長(中曾根弘文君) ただいまの事務総長説明のとおり、再開後の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後二時二分休憩

午後四時二十一分開会

○委員長(中曾根弘文君) ただいまから議院運営委員会を再開いたします。

国会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院議院運営委員長亀井善之君から趣旨説明を聴取いたします。

衆議院議員亀井善之君。

○衆議院議員(亀井善之君) ただいま議題となりました国会法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

改正の第一は、衆議院における行政監視機能の充実及び強化を図るため、衆議院の常任委員会として、現在の決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置することであり、

第二は、各議院または各議院の委員会から、内閣または官公署に対し、報告・記録の提出要求があった場合において、内閣または官公署が要求に

応じない場合、その理由を疎明しなければならぬこととする。その議院または委員会がその理由を受諾することができない場合には、その報告または記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができ、これを要するものであります。

第三は、会計検査院に対し、特定事項についての検査の要請を行い、その結果を報告するよう求めることができる等、所要の改正を行うこととしたしております。

なお、以上の改正は、次の常会の召集の日から施行することとしております。

本案につきましては、国政の健全な発展に資するため、国会の行政監視機能を充実強化する必要があるとして、議会制度に関する協議会等において議論を重ねた結果、昨十一日の議院運営委員会において、自由民主党、新進党、社会民主党・市民連合、太陽党の賛成多数をもって委員会提出の法律案と決定し、同日の本会議において可決した次第であります。

何とぞ、御審議の上、御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中曽根弘文君) 本案の修正について西田君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。西田君。

〔資料配付〕

○西田吉宏君 私、自由民主党、平成会、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合を代表して、国会法等の一部を改正する法律案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

その趣旨について御説明申し上げます。

本法律案におきましては、会計検査院に対し検査の要請を行い、その結果を報告するよう求めることができるのは、各議院または各議院の委員会とされており、本院の調査会は含まれておりません。しかし、調査会につきましても、調査の過程で会計検査院に対して検査の要請を行い、その検査報告を参考にする必要が生じるものと考えられ

ます。

したがいまして、本法律案に対し、参議院の調査会から会計検査院に対し検査の要請を行い、その結果を報告するよう求めることができることとし、会計検査院は、参議院の調査会から特定事項について検査の要請があったときは、当該事項について検査を実施してその結果を報告することができるよう修正を求めるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(中曽根弘文君) それでは、これより採決を行います。

まず、西田君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中曽根弘文君) 多数と認められます。よって、西田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中曽根弘文君) 多数と認められます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中曽根弘文君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

て、再編される常任委員会及び新設される行政監視委員会の委員の数及び所管等について参議院規則に定める必要がございます。

また、昨年十二月、議長の間閣機関である参議院制度改革検討会から斎藤議長に対して、本会議に押しボタン式投票方式を導入する旨の答申があり、議長は、これを受けて各会派の代表者と懇談の場を持たれ、大方の会派の同意を得て、押しボタン式投票方式を導入することとなりました。これに伴いまして、参議院規則において所定の規定の整備を行う必要がございます。

また、昨十一日、衆議院から提出されました国会法等改正案は、本日、本院において修正議決され、成立する見込みでございます。これに伴いまして、委員会及び調査会が会計検査院に対し特定事項の検査の要請を行う場合の手続を参議院規則に定める必要がございます。

本件は、この三点について参議院規則の改正を行おうとするものでございます。

お手元に参議院規則改正案を配付いたしておりますが、その主な内容を申し上げます。

改正の第一は、常任委員会の委員の数及び所管についてでございます。

まず、第一種常任委員会の委員の数でございますが、議員定数の二百五十二人を十二人の委員会に均等に配分し、各委員会とも二十一人とすることといたしております。再編される第一種委員会の所管でございますが、基本政策別に新たに規定することといたしております。

また、新設される行政監視委員会でございますが、委員の数は三十人とし、所管を、行政監視に関する事項、行政監察に関する事項、行政に対する苦情に関する事項の三項目とすることといたしております。

また、常任委員を兼ねることのできる場合に行政監視委員を追加することといたしております。

改正の第二は、本会議における押しボタン式投票方式の採用についてでございます。

現在、本会議におきましては、起立採決、記名

投票、異議の有無による採決の三種の採決方式が採用されておりますが、今後、新たに押しボタン式投票装置を導入し、議長は、必要と認めたときは、押しボタン式投票によつて採決することができ、これを要するものであります。

押しボタン式投票の方法でございますが、問題を可とする議員は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする議員は投票機の反対ボタンを押すことによつて投票することといたしております。

また、起立採決においては、議長が起立者の多少の認定をしたいときまたは議長の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議の申し立てがあったときは、現行規則におきましては記名投票によつて採決することとなっておりますが、新たに押しボタン式投票の方法によることもできることといたしております。

改正の第三は、委員会及び調査会から会計検査院に対し特定事項の検査の要請を行う場合の手続についてでございます。

今般の国会法の一部改正に伴いまして、国会から、審査または調査のため、会計検査院に対して特定事項について検査の要請を行うことができることとなりますが、委員会または調査会から求める場合には、議長を経るということといたしております。

なお、附則において、本改正は次の常会の召集の日から施行することといたしております。

理事會において本改正の取り扱いにつき協議を行いました結果、本委員会の委員長並びに自由民主党、平成会、民主党・新緑風会、社会民主党・護憲連合、以上四会派の理事を議長者とし、委員を賛成者とし、委員会審査省略の要求を付して、本改正案を議決することとした次第でございます。

この際、お諮りいたします。

参議院規則の一部を改正する規則案は、委員会審査を省略し、本日の本会議に上程することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、派遣議員の報告
に関する件についてお諮りいたします。

地球温暖化防止京都議定書参加のため派遣されま
した派遣議員の報告及び第百四十回国会閉会中、
国際会議への出席のため海外に派遣されました派
遣議員の報告につきましては、先例により、報告
書を本委員会の会議録に掲載することにしたいた
いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、継続審査要求に
関する件についてお諮りいたします。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法
律の一部を改正する法律案につきましては、閉会
中もなお審査を継続することとし、本案の継続審
査要求書を議長に提出したいと存じますが、
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

次に、本委員会といたしましては、先例によ
り、議院及び国立国会図書館の運営に関する件に
ついて継続審査要求書を議長に提出したいと
存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、閉会中における
本委員会所管事項の取り扱いに関する件について
お諮りいたします。

本件につきましては、その処理を、委員会所管
事項につきましては委員長に、小委員会所管事項
につきましては小委員長に、それぞれ御一任願
いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(中曾根弘文君) 次に、本日の再開後の
本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(黒澤隆雄君) 御説明申し上げます。

再開後の議事は、最初に、三塚大蔵大臣から発
言がございます。

次に、議案の緊急上程でございます。緊急上程
議案につきましては、その都度、日程に追加して
議題とすることを異議の有無をもってお諮りいた
します。

まず、対外航船船運航事業者不利益取り扱い特
別措置法改正案について、運輸委員長が報告され
た後、採決いたします。

次に、ただいま本委員会を議了いたしました国
会法等改正案につきましては、議院運営委員長が報
告された後、採決いたします。

次に、ただいま御決定のありました参議院規則
改正案の緊急上程でございます。本規則案の委員
会審査を省略し、日程に追加して議題とすること
を異議の有無をもってお諮りいたします。異議が
ないと決しますと、発議者中曾根弘文君が趣旨説
明をされた後、採決いたします。

次に、請願の緊急上程でございます。日程に追
加して各委員会採択の請願を一括して議題とする
ことを異議の有無をもってお諮りいたします。異
議がないと決しますと、これらの請願は各委員長
の報告を省略し、各委員会決定のとおり採択する
ことを異議の有無をもってお諮りいたします。

次に、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会
中も継続するの件でございます。採決は二回に分
けて行います。まず、文教委員長要求のスポーツ
振興投資の実施等に関する法律案、日本体育・学
校健康センター法の一部を改正する法律案及びス
ポーツ振興法の一部を改正する法律案について委
員会審査を閉会中も継続することを採決し、次い
で、各委員長及び各調査会長要求の継続審査及び
継続調査について異議の有無をもってお諮りいた
します。

最後に、今期国会の議事を終了するに当たり、
議長からごあいさつがございます。

以上をもちまして休憩いたします。その所要時
間は約二十分の見込みでございます。

○委員長(中曾根弘文君) ただいまの事務総長説
明のとおり、再開後の本会議の議事を進めること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(中曾根弘文君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後四時三十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

十二月十二日(金)の議事予定

日程第一 精神保健福祉士法案(第百四十回国
会内閣提出、第百四十一回国会衆
議院送付)

(緊急上程予定)

言語聴覚士法案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

休憩

(平井卓志君外四名発議)
議長不信任決議案
本院は、議長斎藤十朗君を信任しない。
右決議する。

理由
斎藤十朗議長は、十二月十日午後八時、本会議
のペルを押し、強行開会をした。この本会議は、
今国会の最重要法案である預金保険法改正案の趣
旨説明を議題とするものであるにもかかわらず、
平成会、民主党・新緑風会、太陽の三党派など三
分の一あまりの議員が欠席しているなかで、強引
に開会したものである。

それに先立つ議院運営委員会でも、平成会、民
主党・新緑風会の理事が欠席していたなかで、与
党が本会議の開会を無理やり決定したのであり、
実態的に瑕疵ある手続きによるものであった。
これまでは、与野党の協議が難航しても、お互
いの合意のもとに議会運営が進められてきた。合
意が難しい場合は時間をかけて話し合いを続けて
きた。

ところが今回は、与党は野党の主張を一方的に
無視し、性急にしかも強引に決定を行ったのであ
る。
斎藤議長は、従来の議会運営の要諦を破ったこ
の事態に対し、それを諷めるどころか、与党と結
託し、議会制民主主義を完全に破壊してしまっ
た。

こうした暴挙は絶対に許せないことである。お
互いの信頼関係の根底を覆し、国権の最高機関で
ある国会、ひいては良識の府である参議院の権威
を失墜させてしまったのである。
議長のこれらの行為は、議院運営の直接かつ最
高の責任者たる議長の職権をはなだしく逸脱し
たものにほかならない。

斎藤議長の責任は極めて重大であり、議長の内
に過ぎない。
これが本不信任決議案を提出する理由である。

十二月十二日(金)再開後の議事予定

議長不信任決議案(平井卓志君外四名發議)
(委員会審査省略要求事件)

趣旨説明 平井 卓志君(平)

討論 佐々木 満君(自) 一〇分 反対

猪熊 重二君(平) 一〇分 賛成

伊藤 基隆君(民) 一〇分 賛成

立木 洋君(共) 一〇分 賛成

採決 (記名投票)

休憩

第一 国会法等の一部を改正する法律案要綱

一 国会法の一部改正(第一条関係)

二 決算行政監視委員会の新設(第四十一条第二項第十八号関係)

衆議院の常任委員会として、「決算委員会」を改組して、新たに「決算行政監視委員会」を設置するものとする。

二 国会法第百四条による報告及び記録の提出要求に関する規定の整備(第百四条関係)

一 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬものとする。

二 内閣又は官公署が1の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならぬものとする。

三 2の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣説明を要求することができるものとする。

四 3の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならぬものとする。

三 会計検査院に対する特定事項の検査の要請(第百五条関係)

各議院又は各議院の委員会は、審査又は調

査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものとする。

第二 会計検査院法の一部改正(第二条関係)

一 会計検査院の機能強化のための会計検査の観点の明記(第二十条第三項関係)

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

二 国会からの会計検査の要請に基づく検査結果の報告(第三十条の一関係)

会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から国会法第百五条の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができるものとする。

第三 施行期日及び関係法律の整備

一 施行期日(附則第一条関係)

この法律は、次の常会の召集の日から施行するものとする。

二 議院事務局法の一部改正(附則第二条関係)

一 衆議院調査局の設置及びその所掌事務(第十五条関係)

衆議院事務局に、次に掲げる事務を分掌するため、調査局(以下「衆議院調査局」という。)を置くものとする。

① 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な調査(以下「予備的調査」という。)及び特別委員会の所管に属する事項に関する調査の事務その他これらの調査の事務に付随する事務

② 2の④による調査の事務に関する総合調整に関する事務

二 衆議院調査局長その他の衆議院調査局の職員(第十六条から第十八条まで関係)

① 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆議院調査局長」という。)調査員(以下「衆議院調査局調査員」という。)その他所要の

職員を置くものとする。

② 衆議院調査局長は、衆議院事務総長を助け、衆議院調査局の事務を総括するものとする。

③ 衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、衆議院調査局長の命を受け、1の①及び②の事務をつかさどるものとする。

④ 衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、③の事務のほか、常任委員会専門員の命を受け、その調査の事務をつかさどるものとする。

予備的調査のための官公署に対する協力要請(第十九条関係)

衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

4 規程への委任(第二十一条関係)

この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に關する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮って、これを定めるものとする。

5 その他(第二十条関係)

その他所要の規定整備を行うこと。

国会法等の一部を改正する法律案新旧対照表
○ 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)

改正案

第五章 委員会及び委員

第四十一条 (改正なし)

② 衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。
一 一十七 (略)

十八 決算行政監視委員会
十九・二十 (略)

三 議院法制局法の一部改正(附則第三条関係)

1 衆議院法制局法制企画調整部の設置及びその所掌事務(第九条関係)

① 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。

② 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な法制に関する調査(以下「法制に関する予備的調査」という。)及び行政監視に係る法制に関する事務に係る企画調整の事務並びに決算行政監視委員会の所管に属する法制に関する事務は、法制企画調整部においてつかさどるものとする。

2 法制に関する予備的調査のための官公署に対する協力要請(第十条関係)

衆議院法制局長は、委員会から法制に関する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に関する予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

四 国会職員法の一部改正(附則第四条関係)

国会職員法について、所要の規定整備を行うこと。

現行

第五章 委員会及び委員

第四十一条 常任委員会は、その部門に属する議案(決議案を含む。)を、請願等を審査する。

② 衆議院の常任委員会は、次のとおりとする。
一 一十七 (略)

十八 決算委員会
十九・二十 (略)

③ (略)
第四十三条 (改正なし)

第十二章 議院と国民及び官庁との関係

第四百四条 (改正なし)

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出を必要としない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その報告があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出を必要としない。

④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第一百五條 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に對し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

○ 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)

改正案

第二章 権限

第一節 総則

現行

第二章 権限

第一節 総則

③ (略)

第四十三条 常任委員会には、専門の知識を有する職員(これを専門員という)及び調査員を置くことができる。

第十二章 議院と国民及び官庁との関係

第四百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出を必要としない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その報告があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出を必要としない。

④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第一百五條 削除

第二十條 (改正なし)

② (改正なし)

③ 会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

第四節 検査報告

第三十條 (改正なし)

第三十條の二 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第一百五條の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

○ 議院事務局法(昭和二十二年法律第八十三号)

改正案

第一條(第十四條 (改正なし))

現行

第一條 衆議院及び参議院に各事務局を附置し、左の職員を置く。

一 事務総長

二 参事

三 常任委員会専門員及び常任委員会調査員

四 前各号に掲げる職員以外の職員

② 各事務局の職員の定員は、その院の議決によつてこれを定める。

第二條 事務総長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所属職員を監督する。

第二十條 会計検査院は、日本国憲法第九十條の規定により国の収入支出の決算の検査を行う外、法律に定める会計の検査を行う。

② 会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る。

第四節 検査報告

第三十條 会計検査院は、前條の検査報告に關し、国会に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面であることを説明することができる。

第三条 各事務局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。

② 各部課の分掌事務及び各部の分課並びに職員配置は、事務総長が、これを定める。

第四条 各事務局に事務次長一人を置き、事務総長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

② 事務次長は、事務総長を助け局務を整理し、各部課の事務を監督する。

第五条 各部に部長を置き、事務総長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

② 部長は、事務総長の命を受けその部務を掌理する。

第五条の二 部には、必要がある場合においては、副部長を置くことができる。

② 副部長は、事務総長が議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

③ 副部長は、部長を助け部務を整理する。

第六条 各課に課長を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

② 課長は、上司の命を受け課務を掌理する。

第七条 参事は、上司の指揮監督を受け事務又は技術を掌る。

第七条の二 議長秘書事務を掌る参事は、議長の出により、副議長秘書事務を掌る参事は、副議長の出により、事務総長がこれを任免する。

第八条 各事務局に衛視長数人を置き、事務総長が、参事の中からこれを命ずる。

② 衛視長は、上司の命を受け警務を掌り、衛視副長及び衛視を指揮監督する。

第九条 各事務局に衛視副長数人を置き、事務総長が参事の中からこれを命ずる。

② 衛視副長は、上司の指揮監督を受け警務に従事し、衛視を指揮監督する。

第十条 各事務局に衛視若干人を置き、事務総長が参事の中からこれを命ずる。

② 衛視は、上司の指揮監督を受け警務に従事する。

第十一条 常任委員会専門員及び常任委員会調査員は、常任委員長の出により、事務総長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第十二条 常任委員会専門員は常任委員長の命を受け調査を掌る。

第十三条 常任委員会調査員は常任委員長及び常任委員会専門員の命を受け、調査の事務を掌る。

第十四条 第一条第四号に掲げる職員は、上司の指揮監督を受け職務に従事する。

第十五条 衆議院事務局に、第三条第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するため、調査局(以下「衆議院調査局」という。)を置く。

一 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な調査(第十九条において「予備的調査」という。)及び特別委員会の所管に属する事項に関する調査の事務その他これらの調査の事務に付随する事務

二 第十二条の規定による調査の事務に関する総合調整に関する事務

第十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆議院調査局長」という。)、調査員(以下「衆議院調査局調査員」という。その他所要の職員を置く。

第十七条 衆議院調査局長は、衆議院事務総長を助け、衆議院調査局の事務を総括する。

第十八条 衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、衆議院調査局長の命を受け、第十五条各号の事務をつかさどる。

② 衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、前項の事務のほか、常任委員会専門員の命を受け、第十二条の規定による調査の事務をつかさどる。

第十九条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に関して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第二十条 衆議院事務局に係る第一条及び第四条の規定の適用については、第一条第一項中「職員」とあるのは「職員(衆議院調査局の職員を含む。)」と、第四条第二項中「局務」とあるのは「局務(衆議院調査局に係る事務を除く。)」とする。

第二十一条 この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に関する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮つて、これを定める。

○ 議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)

改正案

第一条(改正なし)

現行

第一条 各議院の法制局に左の職員を置く。

一 法制局長
二 参事

三 前各号に掲げる職員以外の職員
② 各法制局の職員の定員は、その院の議決によつてこれを定める。

第二条 法制局長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所属職員を監督する。

第三条 各法制局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。

② 各部課の分掌事務及び各部の分課並びに職員の配置は、法制局長が、これを定める。

第四条 各法制局に法制次長一人を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

② 法制次長は、法制局長を助け、局務を整理し、各部課の事務を監督する。

③ 法制局長に事故があるとき又は法制局長が欠けたときは、法制次長が、法制局長の職務を行う。

第四条の二 各法制局に法制主幹を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

② 法制主幹は、法制局長の命を受け重要な法律問題に関する事務を掌理する。

第五条 各部に部長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

② 部長は、法制局長の命を受けその部務を掌理する。

第五条の二 部には、必要がある場合においては、副部長を置くことができる。

② 副部長は、法制局長が議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

③ 副部長は、部長を助け部務を整理する。

第六条 各課に課長を置き、法制局長が、参事の

第九條 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。		② 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な法制に関する調査（次条において「法制に関する予備的調査」という。）及び行政監視に係る法制に関する事務に係る企画調整の事務並びに決算行政監視委員会の所管に属する法制に関する事務は、法制企画調整部においてつかさどる。	
第十條 衆議院法制局長は、委員会から法制に関する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に関する予備的調査に関して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。		中からこれを命ずる。 ② 課長は、上司の命を受け課務を掌理する。 第七條 参事は、上司の指揮監督を受け事務を掌る。 ② 第一條第一項第三号に掲げる職員は、上司の指揮監督を受け職務に従事する。 第八條 法制局長及びその指定する参事は、委員会又は合同審査会の求めに応じ、法制局の所掌事務に関し、報告説明することができる。	
第一章 総則 第一條 この法律において国会職員とは、次に掲げる者をいう。 一 各議院事務局の事務総長、参事、常任委員会専門員及び常任委員会調査員並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員	改正案	第一章 総則 第一條 この法律において国会職員とは、左に掲げる者をいう。 一 各議院事務局の事務総長、参事、常任委員会専門員及び常任委員会調査員	現行
○ 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）		二（四）（改正なし） 五 前各号に掲げる者を除くほか、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局の職員 第五章 服務等 第二十四條の三（改正なし） ② 第二十條の二から第二十二條までの規定は、両議院の議長が協議して定める非常勤の職員については、これを適用しない。 第八章 国会職員審査委員会 第三十五條 各議院事務局に設ける国会職員審査委員会の委員長は、その院の事務局の事務総長、その委員は、その院の事務局の事務次長及び部長並びにその院が衆議院である場合に於ては衆議院事務局の調査局長、他の院の事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当たる。	
修正案要綱 国会法等の一部を改正する法律案に対する参議院の調査会について、調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるものとする。		二 各議院法制局の法制局長及び参事 三 国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員及び参事 四 裁判官弾劾裁判所事務局（以下「弾劾裁判所事務局」という。）及び裁判官訴追委員会事務局（以下「訴追委員会事務局」という。）の参事 五 前各号に掲げる者を除く外、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局の職員 第五章 服務等 第二十四條の三 本章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長については、これを適用しない。 第八章 国会職員審査委員会 第三十五條 各議院事務局に設ける国会職員審査委員会の委員長は、その院の事務局の事務総長、その委員は、その院の事務局の事務次長及び部長、他の院の事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当る。	
修正案 国会法等の一部を改正する法律案に対する国会法等の一部を改正する法律案の一部を次の二一に伴い、国会からの会計検査の要請に基づく検査結果の報告に関する会計検査院法の規定について、整備を行うものとする。		修正案 国会法等の一部を改正する法律案に対する国会法等の一部を改正する法律案の一部を次の	

ように修正する。

第一條中第四十一條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五十四條の四第一項中「第百四條」の下に、「第百五條」を加える。

第二條のうち第三十條の次に一條を加える改正規定中「委員會」の下に「若しくは參議院の調査會」を、「第百五條」の下に「（同法第五十四條の四第一項において準用する場合を含む）」を加える。

參議院規則の一部を改正する規則案要綱

一 常任委員會の委員數及び所管事項等
おりとすること。（第七十四條關係）

一 總務委員會 二十一人

- 1 皇室に関する事項
 - 2 国家行政組織に関する事項
 - 3 国家公務員に関する事項
 - 4 情報公開に関する事項
 - 5 行政手続に関する事項
 - 6 一般統計調査に関する事項
 - 7 栄典に関する事項
 - 8 恩給に関する事項
 - 9 領土に関する事項
 - 10 男女共同参画に関する事項
- 二 法務委員會 二十一人
- 1 司法に関する事項
 - 2 民事、刑事その他の司法法規に関する事項
 - 3 矯正及び更生保護に関する事項
 - 4 人権擁護に関する事項
 - 5 国籍、戸籍、公証、登記及び供託に関する事項
 - 6 出入国管理に関する事項
 - 7 海難審判に関する事項
 - 8 地方行政・警察委員會 二十一人
 - 9 地方公共団体に関する事項
 - 10 地方行政に関する事項
 - 11 地方公務員に関する事項

4 選挙に関する事項

5 消防に関する事項

6 警察に関する事項

7 交通安全に関する事項

8 海上保安に関する事項

四 外交・防衛委員會 二十一人

1 外交に関する事項

2 国防に関する事項

3 安全保障に関する事項

4 条約に関する事項

5 政府開発援助その他国際協力に関する事項

6 国際機関及び国際會議に関する事項

7 在外邦人に関する事項

8 海外渡航及び移住に関する事項

五 財政・金融委員會 二十一人

1 国の會計に関する事項

2 国の租税に関する事項

3 国債に関する事項

4 財政投融資に関する事項

5 国有財産に関する事項

6 通貨に関する事項

7 外国為替に関する事項

8 公的金融に関する事項

9 銀行、信託、保険その他金融に関する事項

10 証券取引に関する事項

11 企業経理に関する事項

六 文教・科学委員會 二十一人

1 教育に関する事項

2 学術に関する事項

3 芸術、文化財、著作、出版その他文化に関する事項

4 宗教に関する事項

5 スポーツに関する事項

6 科学技術に関する事項

七 国民福祉委員會 二十一人

1 社会福祉に関する事項

2 保健、医療及び薬事に関する事項

3 生活衛生に関する事項

4 医療保険及び年金に関する事項

5 人口問題に関する事項

6 引揚げ並びに戦傷病者及び戦没者遺族に関する事項

八 労働・社会政策委員會 二十一人

1 雇用に関する事項

2 労働条件及び労働者保護に関する事項

3 労働組合及び労働関係の調整に関する事項

4 職業能力開発に関する事項

5 労働保険に関する事項

6 家族及び余暇に関する事項

7 ボランティアに関する事項

九 農林水産委員會 二十一人

1 食料の安定供給及び安全性の確保に関する事項

2 農林水産業に関する事項

3 農山漁村の振興に関する事項

4 農林水産団体にに関する事項

5 農林水産業の保険に関する事項

十 経済・産業委員會 二十一人

1 経済計画に関する事項

2 産業構造に関する事項

3 商業に関する事項

4 貿易に関する事項

5 工業に関する事項

6 中小企業に関する事項

7 特許、実用新案、意匠及び商標に関する事項

8 公正取引に関する事項

9 消費者保護に関する事項

10 商工団体にに関する事項

11 商工業の保険に関する事項

12 電気、ガスその他エネルギーに関する事項

十三 原子力に関する事項

14 鉱物資源に関する事項

十一 交通・情報通信委員會 二十一人

1 交通体系に関する事項

2 旅客運送に関する事項

3 物流に関する事項

4 観光に関する事項

5 情報通信基盤に関する事項

6 電気通信に関する事項

7 放送に関する事項

8 郵便に関する事項

十二 国土・環境委員會 二十一人

1 国土計画、地方計画及び都市計画に関する事項

2 道路、河川、海岸、港湾、公有水面及び運河に関する事項

3 水資源に関する事項

4 土地利用に関する事項

5 土木、建築及び住宅に関する事項

6 災害の防止及び復旧に関する事項

7 気象に関する事項

8 環境の保全に関する事項

9 公害に関する事項

10 資源の再利用及び廃棄物の処理に関する事項

十三 予算委員會 四十五人

1 予算

十四 決算委員會 三十人

1 決算

2 予備費支出の承諾に関する事項

3 国庫債務負担行為総調書

4 国有財産増減及び現在額総計算書並びに無償貸付状況総計算書

5 会計検査に関する事項

十五 行政監視委員會 三十人

1 行政監視に関する事項

2 行政監察に関する事項

3 行政に対する苦情に関する事項

十六 議院運営委員會 二十五人

1 議院の運営に関する事項

2 国会法その他議院の法規に関する事項

3 国立国会図書館の運営に関する事項

第十六部 議院運営委員会會議錄第十一号 平成九年十二月十二日 〔参議院〕

- 4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項

十七 懲罰委員会 十人

1 議員の懲罰に関する事項

二 二箇の常任委員となる場合の兼ねることのできる委員(国会法第四十二條第三項の場合を除く。)に行政監視委員を加えることとする
こと。(第七十四條の二關係)

第二 本会議における押しボタン式投票の導入

一 議長は、必要と認めるときは、押しボタン式投票によつて、表決を採ることができるとすること。(第百四十條の二關係)

二 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする議員は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする議員は投票機の反対ボタンを押すことによつて投票するものとすること。(第百四十條の三關係)

三 起立採決において、議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、記名投票に加えて、新たに、押しボタン式投票によつて表決を採ることができるとすること。(第百三十七條第二項關係)

第三 会計検査院に対する特定事項の検査要請の手続

一 委員会が審査又は調査のため、会計検査院に対し特定事項についての会計検査及びその結果の報告を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならないものとする。(第百八十一條の二關係)

二 委員会からの会計検査院に対する特定事項の検査要請の手続に関する規定を調査会に準用すること。(第百八十條の八關係)

参議院規則の一部を改正する規則案
参議院規則の一部を次のように改正する。
第七十四條各号を次のように改める。
一 総務委員会 二十一人
1 皇室に関する事項

2 国家行政組織に関する事項

3 国家公務員に関する事項

4 情報公開に関する事項

5 行政手続に関する事項

6 一般統計調査に関する事項

7 栄典に関する事項

8 恩給に関する事項

9 領土に関する事項

10 男女共同参画に関する事項

二 法務委員会 二十一人

1 司法に関する事項

2 民事、刑事その他の司法法規に関する事項

3 矯正及び更生保護に関する事項

4 人権擁護に関する事項

5 国籍、戸籍、公証、登記及び供託に関する事項

6 出入国管理に関する事項

7 海難審判に関する事項

三 地方行政・警察委員会 二十一人

1 地方公共団体に関する事項

2 地方行政財政に関する事項

3 地方公務員に関する事項

4 選挙に関する事項

5 消防に関する事項

6 警察に関する事項

7 交通安全に関する事項

8 海上保安に関する事項

四 外交・防衛委員会 二十一人

1 外交に関する事項

2 国の防衛に関する事項

3 安全保障に関する事項

4 条約に関する事項

5 政府開発援助その他国際協力に関する事項

五 財政・金融委員会 二十一人

6 国際機関及び国際会議に関する事項

7 在外邦人に関する事項

8 海外渡航及び移住に関する事項

9 財政・金融委員会 二十一人

1 国の会計に関する事項

2 国の租税に関する事項

3 国債に関する事項

4 財政投融资に関する事項

5 国有財産に関する事項

6 通貨に関する事項

7 外国為替に関する事項

8 公的金融に関する事項

9 銀行、信託、保険その他金融に関する事項

十 証券取引に関する事項

11 企業経理に関する事項

六 文教・科学委員会 二十一人

1 教育に関する事項

2 学術に関する事項

3 芸術、文化財、著作、出版その他文化に関する事項

4 宗教に関する事項

5 スポーツに関する事項

6 科学技術に関する事項

七 国民福祉委員会 二十一人

1 社会福祉に関する事項

2 保健、医療及び薬事に関する事項

3 生活衛生に関する事項

4 医療保険及び年金に関する事項

5 人口問題に関する事項

6 引揚げ並びに戦傷病者及び戦没者遺族に関する事項

八 労働・社会政策委員会 二十一人

1 雇用に関する事項

2 労働条件及び労働者保護に関する事項

3 労働組合及び労働関係の調整に関する事項

4 職業能力開発に関する事項

5 労働保険に関する事項

6 家族及び余暇に関する事項

7 ボランティアに関する事項

九 農林水産委員会 二十一人

1 食料の安定供給及び安全性の確保に関する事項

2 農林水産業に関する事項

3 農山漁村の振興に関する事項

4 農林水産団体にに関する事項

5 農林水産業の保険に関する事項

十 経済・産業委員会 二十一人

1 経済計画に関する事項

2 産業構造に関する事項

3 商業に関する事項

4 貿易に関する事項

5 工業に関する事項

6 中小企業に関する事項

7 特許、実用新案、意匠及び商標に関する事項

八 公正取引に関する事項

9 消費者保護に関する事項

10 商工団体にに関する事項

11 商工業の保険に関する事項

12 電気、ガスその他エネルギーに関する事項

十三 原子力に関する事項

十四 鉱物資源に関する事項

十一 交通・情報通信委員会 二十一人

1 交通体系に関する事項

2 旅客運送に関する事項

3 物流に関する事項

4 観光に関する事項

5 情報通信基盤に関する事項

6 電気通信に関する事項

7 放送に関する事項

8 郵便に関する事項

十二 国土・環境委員会 二十一人

1 国土計画、地方計画及び都市計画に関する事項

2 道路、河川、海岸、港湾、公有水面及び運河に関する事項

3 水資源に関する事項

4 土地利用に関する事項

5 土木、建築及び住宅に関する事項

- 6 災害の防止及び復旧に関する事項
7 気象に関する事項
8 環境の保全に関する事項
9 公害に関する事項
10 資源の再利用及び廃棄物の処理に関する事項
十三 予算委員会 四十五人
1 予算
十四 決算委員会 三十人
1 決算
2 予備費支出の承諾に関する事項
3 国庫債務負担行為総調査
4 国有財産増減及び現在額総計算書並びに無償貸付状況総計算書
5 会計検査に関する事項
十五 行政監視委員会 三十人
1 行政監視に関する事項
2 行政監察に関する事項
3 行政に対する苦情に関する事項
十六 議院運営委員会 二十五人
1 議院の運営に関する事項
2 国会法その他議院の法規に関する事項
3 国立国会図書館の運営に関する事項
4 裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する事項
十七 懲罰委員会 十人

参議院規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

改正案

現行

第七十四条 各常任委員会の委員の数及びその所管は、次のとおりとする。

第七十四条 各常任委員会の委員の数及びその所管は、次のとおりとする。

一 総務委員会 二十一人

一 内閣委員会 十九人

- 1 皇室に関する事項
2 国家行政組織に関する事項
3 国家公務員に関する事項
4 情報公開に関する事項
5 行政手続に関する事項
6 一般統計調査に関する事項

- (一) 皇室に関する事項
(二) 国家行政組織に関する事項
(三) 国家公務員に関する事項
(四) 恩給に関する事項
(五) 国防衛に関する事項
(六) 栄典に関する事項

1 議員の懲罰に関する事項
第七十四条の二中「決算委員」の下に、「行政監視委員」を加える。
第八十条の八第二項中「第百八十一条」の下に、「第百八十一条の二」を加える。
第百三十七条第二項中「記名投票」の下に「又は押しボタン式投票」を加える。
第百四十条の次に次の二条を加える。
第百四十条の二 議長は、必要と認めたときは、押しボタン式投票によつて、表決を採ることが出来る。
第百四十条の三 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする議員は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする議員は投票機の反対ボタンを押すことによつて投票する。
第百八十一条の次に次の一条を加える。
第百八十一条の二 委員会が審査又は調査のため、会計検査院に対し特定の事項についての会計検査及びその結果の報告を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。
附則
この規則は、次の常会の召集の日から施行する。

- 7 栄典に関する事項
8 恩給に関する事項
9 領土に関する事項
10 男女共同参画に関する事項
二 法務委員会 二十一人
1 司法に関する事項
2 民事、刑事その他の司法法規に関する事項
3 矯正及び更生保護に関する事項
4 人権擁護に関する事項
5 国籍、戸籍、公証、登記及び供託に関する事項
6 出入国管理に関する事項
7 海難審判に関する事項
三 地方行政・警察委員会 二十一人
1 地方公共団体にに関する事項
2 地方行政に関する事項
3 地方公務員に関する事項
4 選挙に関する事項
5 消防に関する事項
6 警察に関する事項
7 交通安全に関する事項
8 海上保安に関する事項

- (七) 一般統計調査に関する事項
二 地方行政委員会 十九人
(一) 地方公共団体にに関する事項
(二) 地方行政に関する事項
(三) 地方財政に関する事項
(四) 選挙に関する事項
(五) 警察に関する事項
(六) 消防に関する事項
三 法務委員会 十九人
(一) 民事、刑事その他の司法法規に関する事項
(二) 司法制度及び司法行政に関する事項
(三) 検察に関する事項
(四) 裁判官及び検察官に関する事項
(五) 弁護士に関する事項
(六) 行刑に関する事項
(七) 恩赦及び更生保護に関する事項
(八) 人権の擁護に関する事項
(九) 国籍、戸籍、住民登録、公証、登記及び供託に関する事項
(十) 出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
四 外交・防衛委員会 二十一人
1 外交に関する事項
2 国防衛に関する事項
3 安全保障に関する事項
4 条約に関する事項
5 政府開発援助その他国際協力に関する事項
6 国際機関及び国際会議に関する事項
7 在外邦人に関する事項

五 財政・金融委員会 二十一人		8 海外渡航及び移住に関する事項
1 国の会計に関する事項		2 国の租税に関する事項
3 国債に関する事項		4 財政投融资に関する事項
5 国有財産に関する事項		6 通貨に関する事項
7 外国為替に関する事項		8 公的金融に関する事項
9 銀行、信託、保険その他金融に関する事項		10 証券取引に関する事項
11 企業経理に関する事項		六 文教・科学委員会 二十一人
1 教育に関する事項		2 学術に関する事項
3 芸術、文化財、著作、出版その他文化に関する事項		4 宗教に関する事項
5 スポーツに関する事項		6 科学技術に関する事項
七 国民福祉委員会 二十一人		1 社会福祉に関する事項
2 保健、医療及び薬事に関する事項		3 生活衛生に関する事項
4 医療保険及び年金に関する事項		5 人口問題に関する事項
6 引揚げ並びに戦傷病者及び戦没者遺族に関する事項		八 労働・社会政策委員会 二十一人
1 雇用に関する事項		2 労働条件及び労働者保護に関する事項
3 労働組合及び労働関係の調整に関する事項		
五 大蔵委員会 二十二一人		(一) 国の会計に関する事項
(二) 国の租税に関する事項		(三) 国債に関する事項
(四) 国有財産に関する事項		(五) 専売に関する事項(アルコール専売を除く)
(六) 通貨に関する事項		(七) 外国為替に関する事項
(八) 銀行、信託、保険、無尽その他金融に関する事項		(九) 証券取引に関する事項
(十) 企業経理に関する事項		六 文教委員会 十九人
(一) 教育及び教育制度に関する事項		(二) 宗教に関する事項
(三) 学術に関する事項		(四) 芸術、文化財その他文化に関する事項
(五) 国語及び著作出版に関する事項		(六) 体育に関する事項
七 厚生委員会 十九人		(一) 社会福祉に関する事項
(二) 生活保護に関する事項		(三) 保健及び医療に関する事項
(四) 生活衛生に関する事項		(五) 薬事に関する事項
(六) 医療保険及び年金に関する事項		(七) 人口問題に関する事項
(八) 引揚げ並びに戦傷病者及び戦没者遺族に関する事項		八 農林水産委員会 二十一人
(一) 農業に関する事項		(二) 畜産業に関する事項
(三) 林業に関する事項		
九 農林水産委員会 二十一人		1 食料の安定供給及び安全性の確保に関する事項
2 農林水産業に関する事項		3 農山漁村の振興に関する事項
4 農林水産団体にに関する事項		5 農林水産業の保険に関する事項
十 経済・産業委員会 二十一人		1 経済計画に関する事項
2 産業構造に関する事項		3 商業に関する事項
4 貿易に関する事項		5 工業に関する事項
6 中小企業に関する事項		7 特許、実用新案、意匠及び商標に関する事項
8 公正取引に関する事項		9 消費者保護に関する事項
10 商工団体にに関する事項		11 商工業の保険に関する事項
12 電気、ガスその他エネルギーに関する事項		
九 農工委員会 十九人		(一) 商業に関する事項
(二) 貿易に関する事項		(三) 工業に関する事項
(四) 鉱業に関する事項		(五) 中小企業に関する事項
(六) 電気、ガス及び原子力に関する事項		(七) 度量衡及び計量に関する事項
(八) 発明、実用新案、意匠及び商標に関する事項		(九) アルコール専売に関する事項
(十) 公正取引に関する事項		(十一) 経済総合計画に関する事項
(十二) 商工業の保険に関する事項		(十三) 商工団体にに関する事項
十 運輸委員会 十九人		(一) 陸運に関する事項
(二) 水運に関する事項		(三) 航空に関する事項
(四) 港湾に関する事項		(五) 船舶及び鉄道車両に関する事項
(六) 船舶に関する事項		(七) 海上保安に関する事項
(八) 海難の審判に関する事項		(九) 網光に関する事項
(十) 倉庫に関する事項		(十一) 気象に関する事項

- | | | | |
|----|-----------------------|----|-----------------------|
| 13 | 原子力に関する事項 | 13 | 国土計画、地方計画及び都市計画に関する事項 |
| 14 | 鉱物資源に関する事項 | 12 | 国土・環境委員会 二十一人 |
| 11 | 交通・情報通信委員会 二十一人 | 11 | 郵便に関する事項 |
| 2 | 交通体系に関する事項 | 10 | 環境に関する事項 |
| 3 | 旅客運送に関する事項 | 9 | 観光に関する事項 |
| 4 | 物流に関する事項 | 8 | 公害に関する事項 |
| 5 | 観光に関する事項 | 7 | 環境の保全に関する事項 |
| 6 | 情報通信基盤に関する事項 | 6 | 気象に関する事項 |
| 7 | 電気通信に関する事項 | 5 | 災害の防止及び復旧に関する事項 |
| 8 | 放送に関する事項 | 4 | 土木、建築及び住宅に関する事項 |
| 9 | 土地利便に関する事項 | 3 | 土地利便に関する事項 |
| 10 | 水路に関する事項 | 2 | 水路に関する事項 |
| 11 | 運河に関する事項 | 1 | 予算委員会 四十五人 |
| 12 | 水資源に関する事項 | 14 | 決算委員会 三十人 |
| 13 | 土地利用に関する事項 | 13 | 決算 |
| 14 | 土木、建築及び住宅に関する事項 | 12 | 予備費支出の承諾に関する事項 |
| 15 | 災害の防止及び復旧に関する事項 | 11 | 国庫債務負担行為総調書 |
| 16 | 気象に関する事項 | | |
| 17 | 環境の保全に関する事項 | | |
| 18 | 公害に関する事項 | | |
| 19 | 環境の再利用率及び廃棄物の処理に関する事項 | | |
| 20 | 予算委員会 四十五人 | | |
| 21 | 予算 | | |
| 22 | 決算委員会 三十人 | | |
| 23 | 決算 | | |
| 24 | 予備費支出の承諾に関する事項 | | |
| 25 | 国庫債務負担行為総調書 | | |

一項において準用する第五十一条」と読み替えるものとする。

第百三十七条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して、その可否の結果を宣告する。

② 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、記名投票又は押しボタン式投票により表決を採らなければならない。

第百四十条の二 議長は、必要と認めたときは、押しボタン式投票によつて、表決を採ることができる。

第百四十条の三 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする議員は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする議員は投票機の反対ボタンを押すことによつて投票する。

第百八十一条の二 委員会が審査又は調査のため、会計検査院に対し特定の事項についての会計検査及びその結果の報告を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。

第五十一条」と読み替えるものとする。

第百三十七条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して、その可否の結果を宣告する。

② 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対し出席議員の五分の一以上から異議を申し立てたときは、議長は、記名投票により表決を採らなければならない。

十二月十二日(金)再開後の議事予定

(緊急上程予定)

外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国会法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

参議院規則の一部を改正する規則案(中曽根弘文君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

趣旨説明 中曽根弘文君

緊急上程請願

(一)内閣

五九件

(二)地方行政

四件

(三)法務

五三件

(四)大蔵

九六件

(五)文部

一九件

(六)厚生

五一件

(七)農林水産

一件

(八)労働

三〇件

(九)建設

六件

(十)環境

三件

(十一)行革税制

一件

計

三三三件

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

(採決順序)

(一)文部

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案
スポーツ振興法の一部を改正する法律案
(二)その他の案件の閉会中審査及び調査
議長議事終了に当たり挨拶

地球温暖化防止京都会議参加のための参議院派遣議員団報告書

団長	参議院議員	石井 道子
同	同	河本 英典
同	同	西田 吉宏
同	同	加藤 修一
同	同	松 あきら
同	同	竹村 泰子
同	同	菅野 壽
同	同	西山登紀子
同	同	末広まきこ
同	同	堂本 暁子

一、日程

本議員団は、十二月一日から十日まで京都で開催された地球温暖化防止京都会議に参加するため、十二月六日及び七日の両日、本院から京都府へ派遣された。

本議員団は、衆議院の議員団とともに会議に参加し、六日は、現地において、外務省及び環境庁から概要説明を、翌七日は、大木環境庁長官、田辺地球環境問題担当大使をはじめとする日本政府代表団からブリーフを受け、意見交換を行った。

後、地球温暖化防止京都会議国会議員派遣団の意思として「緊急アピール」を日本政府代表大木環境庁長官に手交し、記者会見を行った。その後、国際環境NGOと意見交換会、外国議員との懇談会を行ったほか、エコ・ジャパン'97を視察した。

二、気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)

(一)気候変動枠組条約第三回締約国会議の概要
気候変動枠組条約第三回締約国会議(以下、地球温暖化防止京都会議という)は、十二月一日

から十日まで(実際上は十一日まで)、京都国際会議場において、大木環境庁長官を議長として、「気候変動枠組条約」の締約国中一五五カ国が参加して行われた。参加者は、各国代表団二、〇六一人、環境NGOなどのオブザーバー三、七三二人、マスメディア関係者三、五〇七人を含む九、七五〇人(十二月三日現在)となった。連日本会議、非公式会合が続けられ、我が国をはじめ各国の国会議員も参加した。

議員団が帰京後の会議の状況は、八日の本会議において、橋本内閣総理大臣をはじめ小淵外務大臣、堀内通商産業大臣が演説を行い、米国のゴア副大統領、アイゼンシュタット国務次官、英国のブレスコット副首相、ドイツのメルケル環境大臣、フランスのボワイエ環境大臣、カナダのステュアート環境大臣、オーストラリアのヒル環境大臣や各国代表の演説が行われた。

更に、閣僚会議が続けられ、最後まで難航したが、橋本内閣総理大臣が米欧の首脳に電話で交渉打開を訴えるなどの結果、温室効果ガス削減の数値目標について、日本六%、米四七%、EU八%の削減率とし、対象ガスは六種類、森林による吸収分の算入、排出権取引、共同実施などを内容とする京都議定書が採択された。

なお、途上国の自発的参加は規定されなかった。

(二)気候変動枠組条約

地球環境の保全は、人類存立の基盤をなすものであり、特に地球温暖化防止は、喫緊の課題となっている。「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第二次報告書」によれば、地球の二酸化炭素の大気中濃度は、産業革命以後、著しく増加しており、二一〇〇年の大気中二酸化炭素濃度が一九九〇年レベルの二倍と予測するシナリオ(中位予測)では、二一〇〇年には、地球の平均気温は約二度上昇し、海面水位は約五〇センチ上昇すると予測されている。このシナリオでは、海面上昇による沿岸地域での洪水、高潮の被害や干ばつが頻発するなど人類や生態系への深刻な影響

が懸念されている。

こうした地球温暖化を防止するため、一九九二年五月に「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」が採択され、同年六月の「国連環境開発会議（地球サミット）」で我が国をはじめ多くの国が署名した。この条約は九四年三月に発効し、今年五月末で締約国は二六六カ国及びEUとなっている。

（三）地球温暖化防止京都会議に至る経緯

一九九五年にベルリンで開催された第一回の締約国会議（COP1）では、温室効果ガス排出量を二〇〇〇までに一九九〇年レベルに戻すという先進国の約束の内容を不十分とし、二〇〇〇年以降の温暖化防止策について、新たな国際約束を第三回締約国会議でとりまとめることを決定（ベルリンマンデート）した。一九九六年のジュネーブでの第二回締約国会議において、この国際約束を法的拘束力を持つものとし、第三回締約国会議を京都で開催することが正式に決まった。

京都会議に至るまで、八回にわたる準備会合（AGBM）、非公式閣僚会合などが開かれ、EU、米国、我が国などが提案した数量目標などに關して議論が行われてきた。

その結果、京都会議では、議定書採択に向けて、数値目標問題（差異化、対象ガスの種類、吸収源の扱いなどを含む）、途上国に対する義務の強化問題などが論点となった。

（一）日本政府代表団からの京都会議の交渉の現状についてのブリーフ

の概要と緊急アピールの手交

十二月七日の朝、日本政府代表団代表の大木環境庁長官（京都会議議長）、田辺地球環境問題担当大使のほか、外務省、環境庁及び資源エネルギー庁の関係者の出席を求め、これまでの交渉の現状について報告を求め、意見交換を行った。

席上、村田国會議員派遣団団長（衆議院議員）から、衆・参合せて三〇名の議員がこの会議が成功裡に終わるよう側面から支援するため、会期

末の厳しい日程をぬってかけつけた。これから、国際NGOとの意見交換、外国議員との懇談を行い、成功の一助となるように尽くす旨の挨拶を行った。

続いて、地球温暖化防止京都会議国會議員団の意思として、次の「緊急アピール」地球温暖化防止京都会議の成功のために」を村田団長から、日本政府代表団代表（京都会議議長）大木環境庁長官に手渡した。

「緊急アピール」

地球温暖化防止京都会議の成功のために

一九九七年十二月七日
地球温暖化防止京都会議国會議員派遣団
地球温暖化をはじめとして、今日の地球環境は人類及び地球の未来にとって危機的状況に立ち至っている。今日を生きる我々人類はかけがえのない地球を救うため、近代物質文明のあり方を根本的に変革していくことを迫られている。

現在京都で開催されている国連気候変動枠組条約の第三回締約国会議は、我々人類の新たな挑戦が現実的な効果をもたらし得る第一歩となるかどうか問われる、極めて重要な試金石と位置づけられるべきものである。

我が国の国會はすでに、衆・参兩院の環境委員會及び環境特別委員會において「地球温暖化防止の国際的・国内的取組の推進に関する委員會決議」を行うとともに、京都會議後においては京都議定書を踏まえた地球温暖化防止対策の推進に全力を尽くすことを決意している。

しかしながら、この京都會議においては、閣僚級會合が開始されるという大詰めを迎えた現在においてもなお、各国の主張に隔たりが大きく、地球温暖化防止対策に実効ある議定書等の採択が行われるかどうか、極めて憂慮すべき状況が続いている。

よって、會議の議長を務める大木環境庁長官をはじめとする日本国關係者においては、議長國としてのリーダー・シップを発揮して、地球温暖化問題の解決について寄せられている期待に応える

べく、京都會議の成功に向けた一層の努力を傾注するよう要請する。

さらに、本条約の締約國に対しても、各国は地球益を追求する共通の視念に立つて、人類の歴史に英知の結果として記録される法的拘束目標を含んだ京都議定書の採択を実現するよう要望するものである。

（二）日本政府代表団からのブリーフの概要
引き続き、大木環境庁長官から、議員団の「緊急アピール」に感謝するとともに次のような報告があった。

COP3の意義は言うまでもないが、二十一世紀に向けて地球や人類の生存のため、できるだけ良い議定書ができるよう努力している。國際會議の常として白熱して議論が行われているが、煉瓦づくりは進んでいる。残り三日間の閣僚の決断が必要で、最終段階にきている。京都議定書採択の後には、国内措置が必要となるので特段の支援をお願いする。

続いて田辺大使から、八日朝、橋本総理大臣とゴア米國副大統領との會談が設けられたとの報告に続き、現時点までの交渉の経過について次のような説明があった。

1 概要

（一）数値目標については、本格的な交渉は、明日八日からの閣僚會議で行われるので、合意形成に向けての協議は進むと考えている。

（二）他方、途上國問題については、先進國とわけて米國への反発が強く、G77+中国グループの足並みは乱れておらず、南北対立の構圖が最後まで残る恐れがあり、打開策を模索している。

2 各論

（一）数値目標
（ア）具体的数値については、対象ガス、数値目標の骨格となる項目について意見が収れんしていないため、本格的協議には至らず、閣僚會議で協議する。

（イ）対象ガスについては、六種類（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカー

ボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）のガスを対象とすべきだと主張している米國、カナダ、オーストラリアと我が國等の原則として三種類のガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素）を対象とする主張とが対立している。

（ウ）差異化については、一律削減を主張してきた米國が、限られた形ではあるものの一部差異化を容認する姿勢を示した。また、我が國のこれまでの省エネ努力や経済効率化については認識されていると思われ、更に差異化を主張していく必要がある。

（エ）EUバブルについては、問題点を指摘し、改善を求める観点から、議定書のEUバブルに関する条文の討議に参加し、引き続き問題点を主張している。

（オ）柔軟性の措置については、排出権取引を米國が大変重視している。EUは国内措置との關係で一定の枠内に止めることを主張し、我が國も一定のガイドラインづくりを主張している。

（二）途上國問題

會議冒頭より、途上國側から数値目標への自発的参加、共同実施、その義務の強化についての激しい反発があり、先進國側としては、京都以降のプロセス開始についての理解が得られるよう連携をとっているが、努力の強化が必要である。

以上のような代表團からのブリーフの後、意見交換が行われた。その主な項目は、次の通りである。

十二月五日の米・EU首腦會議の内容
対象ガスの種類、吸収源、数値目標についての交渉の経過と見通し
京都會議合意の見通しに対する懸念と途上國問題への対応

途上國をグループ化によって巻き込む方策
排出権取引、共同実施による実質的な削減率引き下げを防ぐガイドラインの考え方と我が國の差異化提案の浸透度
温室効果が高い代替フロンを含む六種類のガスを対象とするためのステップ

排出権取引で有利となるロシアへの対応
途上国問題への我が国の責任と我が国の対応
京都会議の本会議、全体委員会、ノン・グ
ループなどの構成
野党提案、与党プロジェクトの緊急提言の受
け止め方。

最後に、石井参議院議員団長が、京都会議の
議長を務めている日本政府代表大木環境庁長官、
田辺地球環境問題大使をはじめとする日本政府代
表団の労苦をねぎらい、明日八日からの閣僚会議
での大詰め交渉に向けて、代表団を激励する旨
の挨拶を行い、締めくくった。

(記者会見の概要)

村田団長から記者団に対し、本議員団が、CO
P3を成功させるため側面から全面支援するため
に国会会期末の日程の合間をぬって駆けつけ、政
府代表団と会談し、議員団の意思として「緊急ア
ピール」を手交し、これから国際NGOとの意見
交換会、外国議員との懇談会を予定している旨の
説明を行った。

続いて、記者団からは、政府代表団からのプ
リーフの内容、議員団の活動経過、京都会議の経
過と見通しなどについて質問があった。

(三) 国際NGOとの意見交換会の概要

冒頭、村田団長から、人類の生存基盤である地
球の環境を守るために活動されているNGOの皆
様と意見交換する時間を持てたことは大変うれし
い。懇談を通して、お互いの交流を深め、一致し
て京都会議を成功に導き、その後の地球温暖化防
止対策の推進にも全力を尽くすつもりなので、忌
憚らない意見の交換をしていただきたい旨の挨拶
があった。

これに対し、国際NGO側を代表して、気候
フォーラム事務局長浅岡美恵氏から、京都会議を
成功に導くため側面から支援するために来た国会
議員団が、このような意見交換の場を設けていた
だいたことを感謝し、同席しているNGOの意見
を聴いてほしい旨の挨拶があった。

(国際NGOの発言の概要)

次いで、気候行動ネットワーク東南アジアの
ガミット・シン氏から、このような意見交換を
通じて、意味のある削減率が合意されるよう交渉
が進展するのを願っている。これから三日間が政
治的討議の場となり、橋本総理大臣のリーダー
シップに期待している旨の意見が、

また、世界自然保護基金インターナショナルの
アンドリュース・カー氏から、日本は二〇一〇年で
一四％程度の削減が可能ではないかと考えてい
る。京都会議の行方を世界中が注目しているの
で、ゴア米国副大統領が新提案をする前の残され
た機会に、日本のポジションをあげるための新提
案を示して議長国としてのリーダーシップを発揮
し、橋本総理大臣に影響力を行使してほしい旨の
意見が、それぞれ述べられた。

(国際NGOとの意見交換の概要)

引き続き意見交換が行われ、国会議員団側か
らは、

野党側も京都会議の成功に向けて努力する
米国に対するプレッシャーのかけ方が課題
緊急アピールを基にして橋本総理大臣のリー
ダーシップを求める
環境を強めた場合の経済への影響をどう見る
かが課題

米国と中国をどう引き込むかが成功の鍵
貿易・通商交渉のレベルとなっている京都議
議の現状への懸念
途上国が会議成功を妨げているとの報道への
懸念

途上国側も削減への参加の条件を示すべきだ
大規模な森林伐採につながる吸収源問題は再
度議論すべきだ
我が国に求められているリーダーシップの内
容

等の意見が述べられた。
一方、国際NGO側からは、
米国が合意できるよう自国内対策のための政
治的スペースが必要
京都マンデートではなく議定書が必要

環境の強化が産業と雇用等経済に良い変化を
与えることは確信済み
森林伐採につながる吸収源問題は再度議論す
べきだ
我が国がさらに積極的な削減を提案すること
がリーダーシップを示す道
等の意見が述べられ、

村田団長は、このようなNGOからの意見は、
橋本総理大臣にしっかりと形として伝えたいと述
べ、

(四) 外国議員団との懇談会の概要

フランス、ドイツ、ノルウェー、欧州議会、カナ
ダ等の各国議員などのほか、意見交換を行った国
際NGOも一部参加し、熱心な懇談が行われた。

(五) エコ・ジャパン'97(環境技術・機器国際
展示会/国際環境技術フォーラム)の視察
の概要
「エコ・ジャパン'97」は、地球温暖化防止に資
する世界の最新省エネルギー型機器・技術及び環
境関連機器・技術を、京都会議出席者をはじめ、
地方公共団体関係者、環境問題に関心を寄せるN
GOや一般市民など内外の多くの人々に紹介する
目的で、通産省・京都府・京都市・京都商工会議
所の主催、日本貿易振興会・京都環境技術フェア
推進委員会の実施・運営によって十二月五日から
九日まで、京都府総合見本市会館で開催された。
同会場で、同時に、国際環境技術フォーラムも開
催された。

関係者の説明によれば、出展者数は海外から
は、特に熱心なドイツをはじめ、デンマーク、ス
イス、米国、イギリスなどから八四、国内からは
地元京都をはじめ全国から九六の合計一八〇にの
ぼっており、見学者は予想を上回り盛況とのこと

であった。議員団は、CO₂濃度測定器、ハイブ
リッド車等の低公害車、風力発電の技術、廃電池
自動選別システム、太陽電池、住宅用ソーラ発電
システムなどの展示を視察し、説明を受けた。
最後に、交渉の最中という多忙な中、交渉経過
を説明していただいた大木環境庁長官をはじめと
する日本政府代表団各位、意見交換会に出席して
いただいた気候フォーラムをはじめとする国際N
GO各位、懇親会に出席していただいた外国議員
各位などのほか、派遣議員団の活動を支援し、協
力していただいた関係各位に心から感謝の意を表
し、報告を終わる。

第九十八回IPU(列国議会同盟)会議派
遣参議院代表団報告書

団 長 参議院議員 清水嘉子
同 同 照屋 寛徳
同 同 笠井 亮

同 行 長 国際会議課 志村三喜子
同 同 国際会議課 松本 和朗
同 同 国際会議課 石川 武彦

第九十八回IPU会議は、一九九七年九月十一
日(木)から九月十六日(火)までの六日間、カ
イロ(エジプト・アラブ共和国)のカイロ国際会
議場において、二八か国及び三準加盟国国際議
の議員代表及び国際機関代表等、一二三四名が参
加して開催された。

日本代表団(団長・逢沢一郎参議院議員、副団
長・清水嘉子参議院議員)は、参議院議員(三
名)、衆議院議員(七名)、衆参事務局員及び同時
通訳員により構成された。

第九十八回IPU会議の概要は、既に十月二日
付け公報に記載済みであり、またその詳細につい
ては後日配付される「第九十八回IPU会議(カ
イロ)の概要」に譲るが、参加参議院議員の活動
に重点を置きつつ、開会式、評議員会、本会議及
び参議院担当委員会等についてその概要を報告す
る。

一、開会式

開会式は、九月十一日(木)午前十一時三十分より、カイロ国際会議場においてM・H・ムバラク・エジプト大統領の出席の下に挙行された。式においては、V・ペトロフスキー国連事務総長代理、A・F・スルール・エジプト人民議会議長(I・P・U評議員会議長)、ムバラク・エジプト大統領のあいさつが行われた。

二、本会議

本会議は、十一日(木)午後の第一回会議から十五日(月)午後の最終会議まで六回にわたって開かれた。

議題一 会議の議長を選挙

A・F・スルール・エジプト人民議会議長が選任された。

議題二 会議議事日程への追加議題挿入要請の審議

当初、十件の追加議題が提出されていたが、そのうち、六か国の議員団より提出辞退ないし撤回の申出があったため、グアテマラ、オーストラリア、英国及びレバノンの各議員団提出の四件について票決が行われることとなった。その結果、「あらゆる営利及びその他の形態の子供の性的搾取を根絶し、このような子供の人権の弁明の余地のない侵害を禁止する統一的法律を制定する必要性」と題するオーストラリア提案が、賛成一七九票、反対一〇六票、棄権一八二票で三分の二以上の多数かつ最多数の賛成票を得て議事日程に追加された(議題七)。

議題三 世界の政治、経済及び社会情勢に関する一般討論

本議題に関して、十一日(木)午後、十二日(金)、十三日(土)午後、十四日(日)及び十五日(月)午後の七回にわたり会議が開かれ、一〇九か国代表団より一三四名が演説を行った。日本代表団からは、照屋寛徳議員及び逢沢一郎衆議院議員が演説を行った。

照屋議員は、沖縄の米軍基地問題と真の平和の実現について言及し、「第二次世界大戦の末期に、

日本で唯一、一般住民を巻き込んだ熾烈な地上戦が展開された沖縄に住む者として、戦争と平和の問題について発言させていただきたい。

五十二年前の夏、沖縄では「鉄の暴風」とも「ありったけの地獄を集めたような」とも形容される戦争がくりひろげられ、二十万の尊い生命が犠牲になった。

「悲惨な沖縄戦」は、尊い生命を奪っただけではなく、貴重な歴史・文化遺産をも灰燼に帰したのである。

戦争が終わり、東西冷戦体制の下にあつて、沖縄には龐大な米軍基地が建設され、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争の出撃前線基地となった。半世紀以上に及ぶ軍隊と基地の存在は、沖縄の人々の平和のうちに生存する権利を脅かし続けている。

今日、冷戦体制は崩壊し、世界は和平と協調、軍縮の時代を迎えた。冷戦体制の終焉は、核軍勢力によつては人類の生存も、政治や経済の安定も図ることができないことを、我々に教えているのでは、と思う。

ところで、沖縄は日本の国土面積わずか〇・六%の小さな島であるが、実在日米軍基地の七十五%が集中し、軍人・軍属約三万人が駐留している。冷戦は、「戦争でない戦争」の状態であり、沖縄の現実には、「平和でない平和」の状態である、と言えよう。

「基地の島」沖縄に一刻も早く「平和の配当」がもたらされ、真の平和が確立される事を強く求める。

同時に世界の国々が戦争に至るあらゆるシステムを廃棄し、世界の恒久平和を創造する為のあらゆる努力を尽くすよう希望する。

特に、核戦争ともなれば人類そのものの滅亡につながる。戦争を起こすのも人間であり、それを防ぐのも人間の努力ではないだろうか。

あと三年有余で二十一世紀を迎える。二十世紀は「戦争と革命」の時代であった。迎える二十一

世紀が人類にとって「平和と共生」の時代になるよう、全ての国々が最善の努力を尽くそうではないか。

日本国民は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我々の安全と生存を保持しようとした。世界は、世界の国々が、国家の名譽にかけ、核兵器の廃絶及び戦争の放棄と平和の創造への崇高なる決意を固められるよう訴える。」との内容の演説を行った。

なお、逢沢衆議院議員は、中東問題について演説を行った。

議題四 「議会と国民の緊密な関係創出による恒久民主主義の確立」

第二委員会(議会、司法及び人権委員会)起草の決議案が十五日(月)午後の最終本会議に提出され、アワタレ・フアタ議員(ニュージラン)により報告を聴取し、コンセンサスにより採択された。

議題五 「グローバル化しつつある世界における雇用」

第三委員会(経済及び社会委員会)起草の決議案が十五日の本会議に提出され、ハバード議員(カナダ)により報告を聴取し、コンセンサスにより採択された。

議題七 「あらゆる営利及びその他の形態の子供の性的搾取を根絶し、このような子供の人権の弁明の余地のない侵害を禁止する統一的法律を制定する必要性」

第二委員会(議会、司法及び人権委員会)起草の決議案が十五日の本会議に提出され、ヴェルステン議員(ベルギー)により報告を聴取し、コンセンサスにより採択された。

三、第一六一回評議員会

第一回会議は九月十一日(木)、第二回会議は九月十六日(火)にそれぞれ開かれ、清水嘉子議員らが出席した。

主な審議・決定事項は以下のとおりである。(一)第一回会議

スルール・エジプト・アラブ共和国人民議会議長を第九十八回I・P・U会議議長に推薦することを決定した。

フィジー共和国の加盟、ベラルーシ共和国の再加盟、コンゴ民主共和国、コモロ・イスラム連邦共和国及びジャマイカの活動停止を承認した。

(二)第二回会議

執行委員の報告、各種会議及び特別委員会の報告等が議論された。

今次会議をもつて任期を満了するA・スルール評議員会議長の後任を選挙が行われた。第一回投票では、マルチネス候補(スペイン)、サンクマ候補(インド)、メナム候補(アルゼンチン)がそれぞれ九十九票、八十二票、四十三票を獲得した。その後、メナム候補が立候補を取り下げたため、第二回投票はマルチネス候補とサンクマ候補の決戦投票となり、一二七票を獲得したマルチネス候補が八十八票のサンクマ候補を上回り、次期評議員会議長に選出された。

九十八年度I・P・U予算案の審議に関し、清水議員が、予算増を原則回避する方針で臨むべきであり、国連本部連絡事務所の常設化については、最小の増額で最大の効果を上げられるよう、運営について最大の配慮を払うとともに、成果についてレビューすべきである旨発言した。分担金増額の再検討を求める意見がオーストラリア、カナダ等から続出したため、予算案は票決に付され、賛成一八八票、反対十四票、棄権二十三票(日本の二票を含む)で採択された。

今次会議で任期を満了する二名の執行委員に代わり、キルベット議員(エストニア)及びヤリユギナ議員(ロシア連邦)が選出された。

一九九八年四月六日(月)から十一日(土)までナミビア共和国のヴィントクックで開催される予定の第九十九回I・P・U会議につき、「戦後の新興諸国における紛争の防止及び平和と信頼の回復、難民の本国への帰還、民主化過程の強化、並びに、復興の促進」及び「人的、経済的及び社会的悪影響を防止する観点からエイズと闘うための行

動」を議題とするなどの議事日程を承認した。
IPU規約第二十条第二項の評議員会議長の選挙に關し、地理的、地政学的考慮を行うという改正については、次回ヴィントック会議で審議されることとなった。

四、経済及び社会委員会

委員会は、九月十三日(土)及び十五日(月)にケンパイン委員長(フィンランド)の主宰の下開かれ、日本代表団からは笠井亮議員が出席した。十三日の会議では、六十七名の各国代表が演説を行った。笠井議員は、経済のグローバル化における規制緩和の労働にもたらす影響について言及し、「一般に世界の『グローバル化』には、人類の進歩に役立つ要素が多く含まれていると考えられる。ところが問題は、それが多国籍企業や大企業の利益を優先させながらおしすすめられ、失業や貧困の拡大など、いっそうの深刻な矛盾を生み出している事実である。

とりわけ失業者の数は、人類史上、空前である。サミット七か国で程度の差はあれ合計二千三百万人、OECD加盟の二十九の先進資本主義国で三千六百万人、世界全体で一億二千万人といわれている。これは、いっそうの巨大化を固めるための新たな国際秩序をめざすアメリカなどの多国籍企業が、『規制緩和』ということで、みずから都合の悪い障害を取り払い、安価な労働力を求めて資本を移動させることを通じて促進されたものである。

この同じ政策のもと、世界各国で共通して、社会保障制度の切り締め、大型間接税と一体の法人税の減税などとともに、労働条件の切り下げが横行され、国民生活に犠牲が強いられているのが実態である。日本もその例外ではない。

わが国は、一日八時間労働、週四十時間労働、勤続一年で三労働週有給休暇などのILO条約さえ未批准と、そもそも欧米と比べても労働条件が大きく立ち遅れているだけに、その影響は深刻である。長時間・過密労働による『過労死』は再び増加傾向で、大企業の『リストラ』と海外

移転による失業者が増大し、過去最高の水準に達している。

いま日本に必要なのは、いっそうの『規制緩和』ではなく、大企業に、その経済力にあわしい社会的責任を果たさせる民主的規制だと考える。それは、長時間・過密労働の追放、解雇規制法の制定、雇用や地域経済を無視した海外移転の規制など当然の社会的ルールである。そうして国民生活を向上させてこそ、日本経済の発展の道が開かれるであろう。

最後に、ヨーロッパなどでは『ネオリベリズム』とよばれる、いわゆる『規制緩和万能論』にたつた国民犠牲の政策に対し、一連の国で国民のきびしい審判が下されつつあるいま、雇用・労働条件の向上をはじめ、国際的な経済民主主義の確立のための国会議員間の共同努力がいよいよ重要になっていることを強調して、発言を終わりたい。』との内容の演説を行った。

また、同日の会議で、十一か国代表から成る起草委員会を設置した。

起草委員会は十四日(日)に会合を開き、F・デ・ブーレ議員(オランダ)を委員長に、C・ハバード議員(カナダ)を報告委員に選任した後、エジプト議員団提出の決議案を基礎として、日本議員団提出の覚書を含む他の関連文書を参考にしつつ、最終決議案を作成した。

右決議案は、十五日(月)の委員会において討論に付され、幾つかの修正を経た後、票決に付された。その結果、賛成五十七、反対〇、棄権二(日本及びベルギー)をもって採択された。

五、女性議員会議

会議は九月十日(水)に開催され、六十一か国から約百名の女性議員が参加した。

日本からは清水嘉子議員が出席した。
議題三「武力紛争の女性及び児童に与える影響」の審議において、韓国の権英子(クオン・ヨンジャ)議員より、『韓国においては、第二次大戦中忘れられない嫌なことがあった。約二十万人の若い女性が、強制されて日本人兵士によって性

の奴隷とされた。日本政府は、こうした過去の過ちを認め、公式に謝罪し、国家レベルでの補償をすべきである。』旨主張した。

これに対し清水議員は、『戦後五十年経ち、日本でも戦争を知らない世代が多くなった。しかし、日本は先の戦争でアジアの国の人々に多大の被害と苦痛を与えた事実を謙虚に受けとめ、深く反省している。いわゆる従軍慰安婦問題は、サンフランシスコ条約等により法的には解決済みであるが、道義的責任を果たすために、日本政府として『アジア女性基金』を設立し、総理の手紙を添えて償い金をお渡しするなどの活動を行っている。こうした活動は、国連人権委員会の差別小委員会等も『前向きな措置』と評価している。』との内容の発言を行った。

また、議題六「女性の議会への進出及び女性の議会活動の進展及び成果への影響力」の審議において、清水議員は、女性の政治参画促進に關して言及し、『わが国の議会への女性の進出は、残念ながら決して十分ではない。

これには様々な要因が考えられるが、大きなネックとなっているのは、各政党の女性に対する門戸が必ずしも広く開かれていないわけではないことである。とくに自分の所属する与党保守党の門戸は狭いと言わなければならない。

自分自身比例区からの立候補であるが、長年看護行政に携わってきたことから、全国の看護婦の強力なバックアップを受け、議席を得た。この分野の政策を実現することにより、支援の輪も広がり、今や三人の代表を出すまでになった。

ところで、今やどの政党にとってもあらゆる政策に女性の視点を取り入れることは必須であり、政党の取り組みを変えさせるために、我々女性議員が率先して女性の政治参加を助けるシステム作り、社会的基盤作りに取り組むことが当面の大きな課題である。

そこで、より多くの女性を政策決定の場、国会あるいは政府に参画させるために、女性政策を具体的に政府に取り上げさせるための機構作りを、

積極的に進めてきた。

政府は、男女共同参画推進本部の答申として、昨年十二月に北京での世界女性会議の成果を踏まえ、『男女共同参画二千年プラン』を出した。このプランの推進体制として、省庁横断的に取り組む総合調整機構・組織が不可欠であることから、日本で行われつつある行政改革の中で、女性政策推進の要の部局の設立を積極的に支持し、推進しようとしている。』との内容の発言を行った。

また、本年十月、参議院五十周年の記念行事の一つとして、党派を超えた全女性議員の強い働きかけにより、『女性国会』が実現の運びとなっていることに触れ、全国から公募により、参議院定数と同じ二五二名の女性議員が選ばれ、『女性の視点から見た二十一世紀・男女共同参画社会を目標として』を基本テーマに、幅広く討議する画期的な試みであり、その主要なテーマのひとつは『女性の政治参加、政策決定』であることも紹介するとともに、会議場内で女性国会のポスターを回覧した。

なお、九月十日(水)及び十五日(月)に女性議員会議調整委員会が開催され、次回ヴィントックでの女性議員会議の議題及び今次カイロ女性会議の成果等について議論された。日本からは、清水嘉子議員が竹村泰子議員(現調整委員)の代理として出席した。

次回会議の議題については、『議会への女性の進出及び議会活動における女性の存在の影響』を取り上げることとなった。

六、アジア・太平洋地域グループ会合

九月十日及び十三日に会議を開き、三名の評議員会議長候補者より、立候補の趣旨説明を聴取した。また、カナダより、本グループ加盟の希望表明があり、その趣旨につきカナダ代表より説明を聴取した。カナダが既に『十二プラス・グループ』のメンバーであることから、日本より二つのグループに跨って加盟することの問題点を指摘した結果、次回のヴィントック会議で結論を出すこととなった。

七、その他

笠井議員が韓国議員団团长主催アジア・太平洋地域グループ午餐会に、また、清水議員がローザ議員主催・女性議員のための昼食会及びインドナ院議長及び代表団共催夕食会に出席したほか、日本代表団の各議員は、スルル人民議会議長主催、ヘルミー・シェラ評議会議長主催の各レセプションに出席し、各国議員との友好親善に努めた。

また、九月十三日(土)には小原駐エジプト大使主催のレセプションが開かれ、各国議員、在留邦人等多数の参加者を得た。

最後に、今次会議への代表団の派遣に当たり、小原大使を始めとする在エジプト大使館員及び各在外公館の館員各位の御支援と御協力を賜り、ここに改めて謝意を表する。

欧州評議会議員会議派遣代表団報告書

团长 参議院議員 橋崎 泰昌

参議院議員 魚住裕一郎

同行 委員部第八 堀田 光明

本議員団は、一九九七年九月二三日から二五日にフランス・ストラスブールにおいて開催された欧州評議会議員会議に出席するとともに、フランス、スウェーデンにおける政治経済事情視察等のため、両国を訪問した。

一、欧州評議会議員会議

欧州評議会(Council of Europe)は、一九四九年に設立された欧州の議会制民主主義国からなる国際機関で、政治的・社会的分野における協力を通じ、加盟国間の関係緊密化による欧州の漸進的な統合を図ることを目的としている。加盟国は、EU一五カ国を含む四〇カ国であり、本部はフランスのストラスブールに置かれている。

欧州評議会は、各国政府を代表する閣僚委員会と各国議会を代表する議員会議を中心として構成されている。いずれの機関も加盟国を法的に拘束する決定を行う権限はなく、協議機関の性格を持つ。

のである。議員会議は、各加盟国議員の中から選ばれた代表により構成されており、各国の議席配分は人口比に基づいて決定されている。

欧州評議会とOECD(経済協力開発機構)は、従前より緊密な協力関係を維持しているが、その一環として、毎年一回、欧州評議会議員会議(通常秋の会合)において、OECD事務総長よりOECDの活動について報告を受け、拡大討議が行われる慣行となっている。

OECD加盟国であつて欧州評議会には加盟していない日本、米、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ及び韓国の七カ国は、OECD活動討議に関する限り、欧州評議会加盟国と同等の地位(修正案提出権及び表決権)が付与され、OECD活動討議のために開催される拡大議員会議の一員として活動できる。なお、我が国は一九七四年よりこの討議に参加しており、今回の派遣の目的もこのためである。

二、日本議員団の結成等

本議員団は、衆議院から派遣される議員団(中山太郎議員、山口俊一議員、中村鋭一議員)とともに、欧州評議会議員会議第六回OECD活動拡大討議日本国会代表団(团长・中山太郎衆議院議員、副团长・橋崎泰昌参議院議員。以下、「日本議員団」と称する。)を結成した。

日本議員団は、出発に先立ち外務省担当部局から、またパリ及びストラスブールにおいてフランス大使館、OECD日本政府代表部及びストラスブール総領事館から、OECDの活動状況及び国際経済情勢等について説明を聴取し、関係資料を収集するとともに、OECD活動討議に際して審議される決議案の検討を行い、日本議員団としての修正案をまとめるなど会議の準備を行った。

三、日本議員団の活動の概況

日本議員団は、会議期間中、経済・開発委員会及び拡大議員会議のOECD活動討議に出席するとともに、非欧州代表団との非公式会合に出席するほか、フィッシャー欧州評議会議員会議議長、タルシウス欧州評議会事務総長及びジョンストン

OECD事務総長に対する表敬訪問等、多岐にわたる活動を行った。

以下、その概要を報告するが、本会議の詳細については、追って印刷配付される「欧州評議会議員会議の概要」を参照願いたい。

(一) 会議等日程

九月二三日(火)

午前 欧州評議会議員会議経済・開発委員会(「OECD活動報告に應える決議案」審議、採決)

午後 非欧州代表団との非公式会合

フィッシャー欧州評議会議員会議議長及びタルシウス欧州評議会事務総長を表敬訪問

九月二四日(水)

午後 デービス経済・開発委員会委員長主催夕食会

九月二五日(木)

午前 欧州評議会議員会議拡大経済・開発委員会(「OECD活動報告に應える決議案」の修正案に対する審議、採決)

午後 欧州評議会拡大議員会議「OECD活動報告に関する討議」

経済・開発委員会からの報告

ジョンストンOECD事務総長の演説

各委員会及び各国代表議員による演説

午後 欧州評議会拡大議員会議(統

各国代表議員による演説

「OECD活動報告に應える決議案」

の修正案審議及び決議案の採決

ジョンストンOECD事務総長を表敬訪問

(二) 経済・開発委員会

経済・開発委員会は、九月二三日午前八時から開催され、拡大議員会議に提出される「一九九六年OECD活動報告に應える決議案」(グーゼンバウアー報告委員)について審議が行われた。

冒頭、デービス委員長より、非欧州各国代表への歓迎の辞が述べられた後、本日は、日本議員団から提出されている決議案への修正案についての審議を行う旨の宣言があった。

まず、橋崎副团长は、逐条審議に入る前に発言を求め、「報告書は、OECD諸国の経済状況とOECDの重要な活動分野につき、簡潔かつバランスのとれたものとなっており、報告者のグーゼンバウアー議員及び関係者の努力に感謝する。

世界経済は主に情報・通信分野での飛躍的な技術的進歩により、グローバル化が急速に進展している。これは、世界経済の発展への新たな展望を拓くとともに、様々な課題を提供している。

OECDの規制改革、高齢化、雇用戦略、電子商取引、MAI、贈賄、新開発戦略といった近年の主要作業は、いずれも加盟国の中・長期的な政策運営に重要な係わりを有している。我が国は、特に規制改革、高齢化、新開発戦略の作業促進に向け積極的なイニシアチブをとってきたが、今後ともOECDの活動に可能な限りの貢献を行ってきたいと述べている。また、OECDにおける改革の動きを強く支持するとともに、その一層の促進に向け努力していく所存である。

本決議案は、OECDの活動に関する討議のための適切な基礎を提供し、また、我々のOECDに対する期待を十分に反映している。我が国は本決議案を強く支持するが、若干の修正を行うことにより、より適切な決議案を行うことができると考えている」旨の意見を述べた。

日本議員団が提案した修正案の内容に関する発言の概要は以下のとおりである。

①第七パラグラフの修正案(開発問題)

中村議員は、「拡大議員会議として、『新開発戦略』の実施促進に向けた開発援助委員会の努力を支持するため、新たなパラグラフを設ける」旨の提案説明を行い、第七パラグラフの次に、「拡大議員会議は、OECDが貿易・投資や環境といった幅広い政策分野を含む包括的かつ一貫性のある開発問題へのアプローチを主唱していることを強

く支持する。また、同会議は、OECDの「新グローバル・パートナーシップ戦略」が、開発プログラムに対する責任とパートナーシップを進んで引き受ける多くの発展途上国によって共有されていることを歓迎する。同会議は、開発援助委員会に対して、パートナー諸国、新たなドナー国及び国際機関と緊密に連携しつつ、「新開発戦略」の実施を促進、レビューする努力を継続することを目指す」との文章を追加する提案を行った。右修正案に対し、グーゼンバウアー報告委員から「この修正により、本パラグラフはより強いメッセージになる」との賛意が表明された。

我が国の修正案は全会一致で採択された。

②第一〇パラグラフの修正案（経済政策運営）
山口議員は「グローバル化の進展する世界経済においては、各国が健全な経済成長を実現していくためには、本決議案に言及されているような、失業、規制制度改革等の構造的課題に各国政府は積極的に取り組むとともに、健全なマクロ経済政策を実施していく必要がある。」

本決議案においては、当面の経済政策運営の主要課題の一つとして、雇用問題に焦点が当てられているが、財政再建への取り組み、更には、人口高齢化の問題についても併せて言及が必要と思われる。旨の提案説明を行い、規制改革に関するパラグラフ冒頭に、財政再建及び高齢化問題に関する記述を追加する提案を行った。

これに対して、報告委員から「高齢化問題の記述の追加に異議はない。しかし、財政再建を改めて強調することは、マーストリヒト条約との関係で既に合意されたこと以上の行動を求めていると解釈されるおそれがある」と考えたので、財政再建部分は削除願いたい旨の提案があった。

その結果、我が国の修正案は「拡大議員会議は、高齢化問題に関するOECDの取り組みを支持し、次の世紀における主要政策課題として予想されるこの問題の幅広い政策的なインプリケーションについて更なる吟味が行われることを期待する」との文章を挿入すると再修正され採択される

た。

③第一一パラグラフの修正案（電子商取引）
山口議員は「本パラグラフの趣旨については、基本的には支持できるものであり、我が国としても消費者保護等の電子商取引に伴い生ずる諸課題に関する各国の一貫した政策的枠組の構築は必要不可欠のもの」と認識している。

しかしながら、インターネットの国際的規制の枠組を策定することの是非については、OECD加盟各国の法制との整合性、表現の自由との兼ね合い等、OECDにおいても議論が煮詰まっていまいと承知している。従って、パラグラフ最後の部分については、拡大議員会議として要請を行ったとしても、OECDが直ちに対応可能かという疑問がある旨の提案理由を述べ、パラグラフ最後の文章を削除するとの提案を行った。

これに対して、フィニー議員（カナダ）及びヴァレ議員（フランス）から、それぞれ、削除をするのではなく文言を修正してはどうかとの提案がなされた。グーゼンバウアー報告委員は、インターネット規制問題の重要性を改めて説明した後、「OECD閣僚理事会でもインターネットの濫用を非難している以上は行動が必要である。ヴァレ議員の案はOECDの貢献内容の解釈に柔軟性がある」と支持を表明した。フィニー議員、山口議員もヴァレ議員の案を支持する旨表明した。

この結果、本パラグラフ中の「かかる目的のための規制枠組みを策定するために」を「かかる目的のための規制枠組みの策定に貢献するよう要請する」とする再修正案が採択された。

④第一三パラグラフの修正案（多数国間投資協定）
魚住議員は「多数国間投資協定（MAI）は、今後の国際投資のルールの基礎となるものである。その交渉を成功裡に終わらせることは今後の世界経済にとり非常に重要である。今次拡大討議においては、OECDの交渉成立へ向けた努力を強く支持することにより、交渉成立へ後押しをす

ることが適当と考える」との認識を述べ、一行目の「歓迎する（welcome）」を「促進する（encourage OECD to finalise）」と修正し、より強い期待感を表明する。また、OECDにおける論議をより正確に反映させるため、MAI交渉において、実効的な紛争処理手続きを確立することが協定の重要な要素の一つとして論議されていることから、「投資保護」の後に「実効的な紛争処理手続きを伴った（with effective dispute settlement procedure）」を挿入する。さらに、協定が実際に役立つものとして機能するためには、OECD非加盟国を取り込むことが重要であるので、本パラグラフの末尾に、「拡大議員会議は、OECDに対し、非加盟諸国、とりわけ協定参加に関心を示している諸国との緊密な対話を追及することを目指す」との一文を追加する旨の提案を行った。

これらはいずれも報告委員から支持された結果、我が国の修正案は全会一致で採択された。

⑤第一四パラグラフの修正案（外国公務員への贈賄）
中村議員は「汚職、経済犯罪の与える負の影響は無視することのできないものであり、各国政府が協力して対処すべき重要な課題である」との認識を述べた上で、既に第一回の交渉が行われ、その期限が本年末までとされていることから、「加盟国の早急に交渉を開始するとのコミットメント」の文言を「交渉の開始（initiation of negotiations by member states）」に、「注意して進展を見守る決意をする」を「九七年末までに交渉が成功裡に終結されるべきである」にそれぞれ修正する。「贈賄（bribe）」の語の後に「外国公務員への」を挿入するとの提案を行った。

これに対して、報告委員から、「贈賄」という語は、現在交渉中の条約の文言からとったものであるの、原案のままか、あるいは「外国公務員へのものを含む」としたい旨の提案があり、結局、挿入文言を再修正することになった。それ以外我が国の修正部分は全会一致で採択された。最後に、全体会議である二五日の拡大議員会議に諮ることにつき決議案全体についての表決が行われた結果、全会一致で採択された。

なお、二五日の拡大経済・開発委員会においては、委員外議員であるタウネンド議員（英国）から提出された第一〇パラグラフに対する二つの修正案が議題となり審議されたが、いずれも反対多数で否決された。

（三）拡大議員会議
一九九六年のOECD活動に関する年次討議の拡大議員会議は、九月二五日、本会議場において、午前一〇時から、休憩を挟んで夕刻まで開かれた。まず、グーゼンバウアー報告委員から、一九九六年OECD活動報告に於ける経済・開発委員会の決議案の説明が行われた。

次に、ジョンストンOECD事務総長は、「OECDは、本年の閣僚理事会においても「グローバルな変化と改革のための特に有効な機関」として位置づけられている。高齢化、贈賄、電子商取引、開発協力、環境、有害な税競争、MAI、規制改革、ロシアとの関係といったOECDの作業は、デンバー・サミットでも取り上げられた」とOECDの有効性を強調した後、経済成長、雇用政策、規制改革、電子商取引、貿易・投資問題等について言及した。

続いて、欧州評議会各委員会の代表、欧州評議会議員及び非欧州代表団代表の演説が行われた。我が国からは橋本副団長が、転換期にある世界経済に際し、「在来型経済成長のあり方に対する限界の認識、民営化・自由化という資本主義の新しい展開、日本経済再生のための「六つの改革」の推進、社会連帯を優先する日本社会の伝統と新しい開かれた社会との適合の必要性、国際的に開かれた経済社会に移行するための施策、東アジア地域内の協力関係構築のための努力」などについて意見を述べた。

ジョンストン事務総長は各国代表団に対するコメントで、①OECDにおいて、前進のパラダイムとして、経済成長、良い統治、社会的安定の三つを上げている。その間のバランスをとることが

重要である。②国により社会効用を最大化する上で市場の力をどれだけ活用するかの柔軟性の違いはある。様々な政策のオプションを提供するのがOECDの役割である。③労働市場についての政策がうまくいっていないとの指摘があるが、政府は正しい処方箋を実施するために行動する責任がある。④自由貿易は重要であり、欧州単一市場については産業の合理化、技術革新が期待される旨を述べた。

最後にデベロップメント委員より、日本、カナダ、メキシコによる貢献への謝意とともに、今回欠席した米国及び韓国議員団の出席に対する期待が表明された。さらに、同委員長は、橋本副団長の演説に言及し、「橋本議員は日本の伝統として社会的連帯が重視されてきたことを話されたが、これは欧州と共通の課題であり、グーゼンバウアー委員の報告のテーマとも合致する」と述べた。

すべての演説終了後、決議案が採決に付された。まず、拡大討議（全体会合）に提出された二件の修正案については、一件を否決した後、残る一件は取り下げられた旨の報告があった。その後、本決議案は全会一致で可決された。

（四）非欧州諸国代表団会合

九月二三日午後三時より非欧州代表団非公式会合が開催された。会合には本拡大会議に代表団を派遣した日本、カナダ及びメキシコが出席した。冒頭、議長国であるカナダを代表してフレネット駐スイス・カナダ大使より、OECD加盟国中の非欧州諸国が本会議前に意見交換することは有意義であり、この会合ではいかなる問題でも提起してほしい旨の発言があった。

これを受けて、中山団長から「経済のグローバル化の中で、議員としても経済問題について意見交換することは有意義である。韓国を含めアジア全体が経済の変革期にある。日本は財政再建に苦勞している。グローバル化の中で日本もどう変革するか試練の時期にある」旨の発言をした。

その後、ヘルムズ・バートン法への対応問題、対人地雷禁止条約の問題等が取り上げられ、各国

議員間で活発な議論が行われた。

（五）表敬訪問

九月二三日午後にはフィッシャー・欧州評議会議員会議議長及びタルシウス・欧州評議会事務総長をそれぞれ表敬訪問し、また、九月二五日にはジョン・ストン・OECD事務総長を表敬訪問した。

①フィッシャー・欧州評議会議員会議議長表敬訪問

冒頭、中山団長は「一九七四年以来、我が国国会は継続して本件協議に参加しているが、本年も招請を受けたことに感謝する。世界のグローバル化が急速に進展する中で、日本はOECDの改革に対しても大変興味を持っており、本年一月の議員会議政治委員会・国際経済関係小委員会メンバーの訪日に際し、大変有意義な意見交換ができた。一〇月一〇日及び一一日に当地で開催される第二回CEE首脳会議を開催するに当たってのフィッシャー議長とのインシアチブに敬意を表する。オブザーバーとして参加する我が方からは松浦駐仏大使が首相代理として出席する」と述べた。

これに対してフィッシャー議長から「暖かい言葉に感謝する。今後ますます日本との交流が深まることを期待している。一月に訪日した議員団は現在報告書を作成中であるが、その報告を基に九八年には日欧経済関係に関する討議が行われる予定である。最近、帰国した川崎前総領事とは親しくさせて戴いた。この場を借りて謝意を表明したい」との発言があった。

なお、中山団長からの訪日要請に対し、フィッシャー議長は強い意欲を表明した。

②タルシウス・欧州評議会事務総長表敬訪問

中山団長より「オブザーバー・ステータスの取得後、日本とCEEの関係が緊密化していることを歓迎する。今回議員会議のため日本より五人の議員が来訪した。一〇月一〇日、一一日の第二回首脳会議には松浦大使をヘッドとする代表団を派遣する」と述べたところ、タルシウス総長から「日本とCEEの関係強化のために大きな役割を果たさ

れていることを評価する。CEEとしても、毎年行われるOECD活動拡大討議を重視している。これは先進国のリンクを強化する機会でもある。日本は、議員の方々の貢献によりオブザーバー・ステータスが得られた。我々が協力することによりお互い得られるものは大きい。CEEよりの訪日は、交流が双方で行われていることを示すものである」との発言があった。その他、医療における倫理問題等について意見交換を行った。

③ジョン・ストン・OECD事務総長表敬訪問

冒頭、橋本副団長から「政治家出身の貴事務総長が欧州評議会を含め各国議会との関係を重視していることを歓迎する。世界経済のグローバル化が進む中で、OECDの役割の重要性は一層高まっている。日本はOECDを重視しており、OECDが与えられた課題に著実に取り組んでいくことを支持する。日本は特に規制改革、高齢化、新開発戦略を重視している。貴事務総長の指導力の下でOECDが活躍し、着実に成果を上げることが強く希望する。

また、各国とも厳しい財政事情にある中、貴事務総長が就任以来OECDの改革に取り組んでいることを評価する。米国に次ぐ第二の拠出国である日本としては、改革の具体的進展に強く関心を寄っている。この分野でもOECDが目覚ましい成果を上げることが期待する」との発言をした。

これに対してジョン・ストン事務総長は「日本政府のOECD並びに私個人に対する多大な支援に感謝している。この支援がなければ、私が事務総長になるのは不可能だったと認識している。日本は常にOECDに対して積極的に対応してくれている。私はこれからも改革に努力するが、それによつて日本政府が分担金の削減を断念しては困る。神戸で会議があるので、一月中旬には訪日する予定だが、その際には国会議員とも是非会いたいと考えている」と述べた。

四、終わりに

日本議員団が審議に積極的に参加できた背景には、欧州評議会の関係者の御配慮、外務省本省、

OECD日本政府代表部及び在ストラスブール日本総領事館等関係機関の諸事全般にわたるご協力があったからであり、この場を借りて深く感謝の意を表する。さらに、政治経済事情視察において多大な便宜を図って戴いた在スウェーデン日本大使館等の方々にも心よりお礼を申し上げ報告を終えたい。

第一八回東南アジア諸国連合議員機構（AIPO）総会派遣参議院代表団報告書

団長 参議院議員 海老原義彦

同 参議院議員 渡辺 孝男

同行 記録部速記 川股 秀之

第四課長

一、はじめに
本議員団は、一九九七年八月二九日（金）に日本を立ち、インドネシアのパリ島で開催された第一八回東南アジア諸国連合議員機構（AIPO）総会（AIPO II ASEAN Inter-Parliamentary Organization）に出席するとともに、その前後に、政治経済事情視察等のため、インドネシアのジャカルタ及びマレーシアのクアラルンプールを訪問し、九月九日（火）に帰国した。

第一八回東南アジア諸国連合議員機構（AIPO）総会は、九月一日から六日までの六日間、会場のグラントハイアット・パリオテルにおいて、正式加盟国の七代表団、特別オブザーバーの二代表団及び参議院代表団を含むオブザーバーの九代表団の議員等、約二〇〇名が出席して開催された。

参議院代表団は、海老原義彦参議院議員を団長として、渡辺孝男参議院議員及び随員の事務局職員計三名をもって構成された。

なお、会議の詳細については、追って印刷配付される「第一八回東南アジア諸国連合議員機構総会（パリ）の概要」に譲り、本報告書においては代表団の発言要旨を中心に報告する。

二、第一八回東南アジア諸国連合議員機構（AIPO）総会

1、参議院代表団の活動

参議院代表団は、九月一日の活動委員会及び総会の開会式並びに活動委員会第一回全体会合及び総会第一回全体会合、二日の総会第一回全体会合、三日の参議院代表団とAIPPO側との対話、五日の活動委員会第二回全体会合及び総会第二回全体会合並びに活動委員会及び総会の閉会式に出席した。

また、海老原議長は、二日の総会第一回全体会合において参議院代表団を代表してあいさつしたほか、一日午前、H・ワホノAIPPO議長（インドネシア国会議長）を表敬訪問し、各オプザーパー代表団長とも懇談した。

なお、代表団は、ベトナム代表団長より二日のベトナム建国記念昼食会に招待された。また、海老原議長は、タイ代表団長より三日の昼食会に招待された。

2、総会第一回全体会合における参議院代表団長のあいさつ

九月二日の総会において、海老原議長は参議院代表団を代表して次のようにあいさつした。

ワホノAIPPO総会議長閣下、AIPPOインドネシア議員団並びにASEAN各国代表団の皆様、御列席の皆様、

第一八回AIPPO総会がインドネシアの「美しい神々の庭」と呼ばれております。ここバリ島において開催されたことに對し、参議院代表団を代表して衷心より喜び申し上げます。そして、私どもが他のオプザーパー代表団と同様、本総会にお招きいただいたことに感謝申し上げます。

さらに、昨日の総会においてラオスが加入を認められ、また、ミャンマーも本総会から特別オプザーパーとして参加していただけることを心からお祝い申し上げます。

私どもは、近年目覚ましい社会発展と急速な経済成長を遂げておりますアジア太平洋地域の各国議会人の方々と対話によって、一層強い友好協力関係を促進させ、相互理解を深めてまいりたいと考えております。

本年は、ASEAN創設三〇周年、AIPPO創設二〇周年という節目の年であります。くしくも我が参議院におきましても創設五〇周年を迎え、五月の記念式典を初め、一〇月にかけて一連の記念行事を行っているところであります。私どもも参議院五〇周年を機に、心を新たに地域域の政治的安定と世界平和の実現に向かって尽力いたす所存であります。

AIPPOは、ASEANに協力する議会部門の大きな役割を果たしており、政治・経済・社会問題等、広範にわたって討議を重ねております。AIPPO総会がASEAN加盟国とオプザーパー国との継続的な対話と協議の主要な場となっていると私どもは認識しております。

また、AIPPOは、環境汚染、公衆衛生、エネルギー及び麻薬等、ASEAN諸国に共通する諸問題を解決し、域内の法律、法制度の調和の実現に努力しております。本総会において熱心な討議を経て採択された決議が加盟国において立法化されるなどの成果を上げていることに對し、私どもは深い敬意を表する次第であります。

我が国は、ARF、ASEM及びPMC等の場においてASEANの皆様方と深いかわりを持つております。これらの会議とはやや性格を異にするものかもしれませんが、今回行われるAIPPO側と私どもオプザーパーの代表団との対話において、政治、経済、文化及び環境保全等の幅広い分野にわたって率直な意見交換が行われますことは、まことに意義深いものがあると考えます次第であります。

最後に、ラオス、ミャンマーも参加したAIPPOのますますの御発展を祈念しますとともに、私どもがASEANの真の友人として、その連携強化に協力することを表明して、私のあいさつをいたします。

御清聴ありがとうございました。
九月二日午後三時から、参議院代表団とAIPPO側との対話が行われた。対話にはAIPPO側から、インドネシア四名、ラオス二名、マレーシア一名、フィリピン一名、シンガポール一名、ベトナム二名、ブルネイ一名及びミャンマー一名の計十三名の議員が出席した。対話は、友好的な雰囲気の中で進められ、午後五時二十五分に終了した。その概要は次のとおりである。

○海老原議長 私どもを取り巻く問題は山積しており、環境問題一つとっても短時間で相互理解を得ることはできないと思うが、この対話が友好的な雰囲気の中で行われ、率直かつ建設的な意見交換の場になることを祈念する。

日本は戦争の廃墟の中から再出発後の約二〇年間は経済成長一本やりで、その間に種々の公害問題が発生した。それらの公害に對し一九七〇年代になって規制を始めた。我が国はいわば公害の先進国であるから、その規制、公害からの脱却について皆様方に対して協力、援助できる立場にある。

私が十代のあの戦争のころ、東アジアにおける唯一の実質的な意味での独立国である日本が植民地反対闘争を掲げることによって、東アジアの諸民族が独立を遂げていくことが日本民族に課せられた使命であると教えられた。そのことと実際に日本が行ったこととはあるいは異なっていたかもしれない。皆様に御迷惑をおかけしたとすれば、おわびする。

我が国の敗戦によって皆様方の運命も一筋になるかと思つたが、皆様方は苦しい戦争を戦い抜いて独立され、今や経済発展も隆々たるものがある。経済発展に伴う公害、環境問題にどう対処するかという時代になった。皆様方を私どもの経験によって支援することができれば私の欣快とするところである。

○シンガポール議員 我が国でもクリーンな環境に對する国民の意識が高く、環境問題に積極的に取り組んでいると自負しており、この分野で日本と協力してASEANの国々を支援していききたい。
○マレーシア議員 ここ六週間ほど私どもを悩ま

せているスモッグの効果的なモニタリングと対策について伺いたい。

○海老原議長 日本は各種のプロジェクトを通じて、マレーシアやインドネシアの環境関係の職員の研修・育成を行っているが、将来はシンガポールとも協力してこれを近辺国に広げていきたい。この種の支援は建物もさることながら、人間すなわち要員の研修・育成が大事である。

大気汚染を防止するために大事なことは、有害物質（例えばNO_xとかSO_x）の量とその発生源をつかむことである。マレーシアにおける環境基準を守らせていくための大気汚染の分析について日本は今も技術協力で人間を派遣しているが、今後も続けていきたい。

○渡辺議員 日本でも大気汚染による公害は大問題である。これまで四日市ぜんそく等の健康被害が起きており、それに対して環境基準を徐々に厳しくしていった。現在は健康被害が減った。日本には産業医がいて、企業の中で働く人の健康管理をしている。また、企業の環境基準の遵守についてもアドバイスしている。

○ベトナム議員 我が国では環境問題が深刻な問題である。特に、森林の過伐、大気汚染、水質汚濁、道路交通その他のいろいろな公害等の問題が山積している。こういった環境から受ける国民の悪害を少しでも減らさなければならぬ。

ベトナムは、従来、日本からのODA援助によつていろいろな開発を進めてきた。今後も引き続き日本からのODA等の援助を期待する。

○海老原議長 ベトナムは戦争によつて失われた森林を回復しなければならぬ。また、メコンデルタの酸性土壌の森林育成は日本のODA援助の対象になっていたと思う。

森林の問題は地球環境的に見て非常に大変なことである。森林が減ると大気中の炭酸ガスがふえ、石油を使うと炭酸ガスがふえる。そのことによつて地球が温暖化して南極と北極の水が解けて海の水位が上がる。インドネシアのように島の多い国では大変な堤防を築かないと土地が守れなく

なる。また、森林は生物の生態を守り、動植物の種を保存する機能もある。東南アジアで山火事とか焼畑農業で森林がどんどん減っているのを何とかしなければならぬ。

日本でもつい最近まで木を切つてゴルフ場にするという実に愚かなことが行われていたが、今は完全に規制されている。森を大事にしなければならぬ。

○渡辺議員 ベトナムでは企業・工業地帯と住民の居住地帯とを分けて環境基準をつくり、特に居住地帯の水質に関する環境基準は日本以上に厳しくなっている。ベトナムでは国民の生命を守る観点が強いことに非常に感心した。

経済が発展する際に外国からさまざまな企業が入ってくると思うが、その企業が経済活動をする場合の明確な環境基準が定められていることは進出企業にもよいことである。

○シンガポール議員 先ほどヘイズつまりスモッグ現象の拡大の話があったが、シンガポールもサテライトによる映像写真で大気の状態を知らせるという援助をしている。日本の援助でつくられたインドネシアの環境管理センターの進捗がいかに知らせていただければ私もお手伝いできる。

○海老原議員 スモッグの問題で一番大事なのは、発生源（工場の排煙と自動車の排気ガス等）の規制である。これでスモッグの大部分はおさまる。

○インドネシア議員 日本は東南アジアに旧態依然たる装置の工場を輸出させ、また車を大量に販売し、大気汚染と公害を輸出していると思う。

どのような手法をとつたら公害が避けられるとお考えか。

○海老原議員 日本あるいは欧米諸国からの進出企業がどんな公害を発生させているか監視して、それぞれの国の環境基準に照らして厳しく規制すればよい。

日本の経験で言うと、公害対策の原点と言われる有機水銀中毒の水俣病の規制が行われるまで病気の発生から二〇年近く、経済成長に目を奪われ

て規制をしていなかった。これから目覚ましい発展を遂げようとしている東南アジア諸国が日本の二の舞を踏まないようにしてもらいたい。企業としても、規制がないからといって公害垂れ流しをやっていると、後で補償の問題が大変なことになる。

○インドネシア議員 近年世界はどんどん狭くなっており、ジャカルタの人が週末だけバリへ行つてゴルフをしたりすることができるようになった。そういう交流を保てるようになってより親しくなつて、意見交換も公式の場だけでなく日々行えるようになった。

文化協力を定義づけるのは難しい。技術移転にしてもしかりだと思ふ。日本はASEANの一部であり、ともにグローバル化が進む中で私どもはお互いに文化協力、技術移転を必要としている。相乗効果の観点から見ても日本だけがひとりではなく、先に進んでしまふようなことをすれば、将来日本製品の市場がなくなつてしまふ。市場をなくさないためには私どもはともに成長していかなければならない。このともに成長するというのをいかに定義づけられるか。

○シンガポール議員 橋本首相のイニシアチブにより先日、MNCM（多国籍文化使節団）の会議がマレーシアで開かれ、日本・シンガポールによる事務局を設立することになった。私は文化協力をこの事務局に任せて、そこで目的等をはっきりしてもらつて取り組んでいくのが首相のイニシアチブにかなうと思うがどうか。

○海老原議員 インドネシアの議員の世界が小さくなった話に同感だ。今回AIPPOに出席して、皆様方の仲のよいのを見て、改めて東南アジアは小さくなった感じがした。文化はそれぞれの民族や民族の歴史の中に存在しているもので、定義づけるのは難しい。マレーシアの議員のMNCMの話も大事なことで、このミッションに任せることは必要だと思ふ。

技術移転は、ニードのあるところへ技術、人が流れていくことであり、日本はいろんな形で今ま

でも協力してきたし、今後も協力したい。

日本のODA予算は年々ふえてきたが、現在苦しい状況になつており、皆様の期待に沿えないこともあるだろう。私は金より人の面での協力が心のこもつたものだと思う。幸い政府も人の協力を最大限続けていくと言っているし、もし政府がサボれば私からも督促したい。

○ベトナム議員 日越間で国会議員レベル、政府レベルの非常に活発な経済、文化あるいは技術の交流が行われてきた結果、二国間の協力関係促進という大きな成果が出てきている。将来ともこの交流の拡大を願っている。

○海老原議員 二国間協力は非常に重要なことで、今後とも進めていくように政府にも伝え、国会の場でも申し上げたい。

○マレーシア議員 朝鮮半島の再統一が日本への脅威とはならないと思ふ。私どもは、この点に関して前向きに考え、北朝鮮への経済支援はもとより、北朝鮮の政治的な変革をスムーズに平和裏にできるように考えなければならぬ。

○海老原議員 現在の朝鮮半島の分裂こそが日本への脅威であつて、朝鮮半島の統一は日本にとつても望ましいことと考えている。しかし、南北統一の実現のためには種々困難な問題があることも申し上げねばならない。

○フィリピン議員 第二次大戦の慰安婦問題の被害者に対して、日本としてどういう形の補償をなさるおつもりか。

○海老原議員 いわゆる慰安婦の問題は大変難しい問題と考える。日本においては、民間で協力基金をつくつて補償を行つており、その基金に政府も若干の支援をする形で進めている。

政治家個人として言うと、私は、一般論としては事実でないことをもつともらしく宣伝している一部勢力がこの問題をでっち上げたものと理解している。したがって、陳謝することにはこだわりのない。日本としては民間の基金を設けて、そこから補償の支払いがあるということで御理解をいただきたい。

○フィリピン議員 私の選挙区には十数人の元慰安婦がいる。彼女たちは金ではなく、日本政府の正式な陳謝を求めている。日本政府がこういう要望に対して前向きな対応を示してくれることが彼女たちを非常に勇気づけることになる。

○海老原議員 本件について私は日本政府を代弁する立場にない。私は、日本政府は陳謝するなどいう政治的立場にある。時間の制約もあるので、この問題については後で直接十分に話し合いたい。

三、おわりに

参議院代表団は、八月二九日から三一日までのジャカルタ滞在中、在インドネシア日本国大使館員と意見交換を行い、また、経済協力プロジェクト（無償資金協力・プロジェクトタイプ技術協力「インドネシア環境管理センター」）を視察した。また、九月一日から六日までの会議地・バリ島滞在中、会議の合間を縫つて、在スラバヤ日本国総領事館アンパサル駐在官事務所員との意見交換を行った。

さらに、九月六日から八日までのクアラランブル滞在中、在マレーシア日本国大使館員と意見交換を行い、また、JICAプロジェクト（有害化学物質評価分析・産業廃棄物処理技術プロジェクト）「マレーシア標準工業研究所」を視察した。あわせて、科学技術環境省のハジャ・ロスナニ・イブラヒム環境局長、EPU（総理府経済企画院）のスラヤ・ウー・アブドラ対外援助局長とそれぞれ会談した。

以上、本報告を終るに当たり、H・ワホノAIPPO議長を初めとする総会関係者から賜つた御厚情に対し改めて感謝の意を表する。また、今回の私どもの活動に多大の御協力をいただいた在外公館並びに関係者の方々に対し心から感謝申し上げる。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会に憲法調査委員会設置反対に関する請

願(第一八九三号)(第二〇三六号)(第二〇三八号)(第二〇五四号)(第二〇五五号)(第二〇六一号)(第二二一七号)(第二二二六号)(第二二二二二号)(第二二二七号)

第一八九三号 平成九年十二月四日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願(二通)

請願者 北海道旭川市神居七条一四ノ二ノ三 三橋紀明 外千九百九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第二〇三六号 平成九年十二月五日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願
請願者 東京都中野区中野四ノ二〇ノ四 岩田在政 外千九百九十九名
紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第二〇三八号 平成九年十二月五日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願(三通)
請願者 和歌山市西浜一、一四六 宮下吉次 外千九十九名
紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第二〇五四号 平成九年十二月五日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願
請願者 群馬県邑楽郡明和村大字南大島 一、〇五一ノ一 岡安利一 外千九百九十九名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。
第二〇五五号 平成九年十二月五日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願
請願者 広島県双三郡三良坂町三良坂七七

七 橋本直子 外千九百九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第二〇六一号 平成九年十二月五日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大谷場二ノ九ノ八 谷川達 外七百七十七名
紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第二二一七号 平成九年十二月五日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願(二通)
請願者 東京都板橋区高島平七ノ三七ノ一 三ノ一〇二 齊藤秀一 外九百九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第二二二六号 平成九年十二月五日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願
請願者 東京都板橋区赤塚一ノ二六ノ一ノ二〇一 蔡清棟 外八百六十六名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

第二二二三号 平成九年十二月五日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願
請願者 広島県三原市宮浦六ノ一二ノ二七 國貞裕子 外九百九十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。
第二二九七号 平成九年十二月五日受理
国会に憲法調査委員会設置反対に関する請願(二通)
請願者 高知県須崎市妙見町八ノ一四 松田昭一 外九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会法等の一部を改正する法律案(衆)

国会法等の一部を改正する法律案
国会法等の一部を改正する法律
(国会法の一部改正)

第一条 国会法昭和二十二年法律第七十九号の一部を次のように改正する。
第四十一条第二項第十八号を次のように改める。

十八 決算行政監視委員会
第四十一条に次の三項を加える。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならぬ。
その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をすることができない。
前項の理由を要請することができない場合
は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができ
る。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出を必要がない。
前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さなかつたときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしななければならない。
第百五十五条を次のように改める。

第百五十五条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に對し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。
(会計検査院法の一部改正)
第二条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十

三号)の一部を次のように改正する。
第二十条に次の一項を加える。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。
第二章第四節第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百五十五条の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。
附則

(施行期日)
第一条 この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(議院事務局法の一部改正)
第二条 議院事務局法(昭和二十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の七条を加える。
第十五条 衆議院事務局に、第三十一条第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するため、調査局(以下「衆議院調査局」という。)を置く。

一 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な調査(第十九条において「予備的調査」という。)及び特別委員会の所管に属する事項に関する調査の事務その他これらの調査の事務に付随する事務
二 第十二条の規定による調査の事務に関する総合調整に関する事務
第十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆議院調査局長」という。)、調査員(以下「衆議院調査局調査員」という。その他所要の職員を置く。
第十七条 衆議院調査局長は、衆議院事務総長を助け、衆議院調査局の事務を総括する。
第十八条 衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、衆議院調査局長の命を受け、第十五条各号の事務をつかさどる。

衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のそ

の他の職員は、前項の事務のほか、常任委員会専門員の命を受け、第十二条の規定による調査の事務をつかさどる。

第十九条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第二十条 衆議院事務局に係る第一条及び第四条の規定の適用については、第一条第二項中「職員」とあるのは「職員（衆議院調査局の職員を含む）」と、第四条第二項中「局務」とあるのは「局務（衆議院調査局に係る事務を除く）」とする。

第二十一条 この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に關する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮つて、これを定める。

（議院法制局法の一部改正）

第三条 議院法制局法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

第九条 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。

委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な法制に關する調査（次条において「法制に關する予備的調査」という。）及び行政監視に係る法制に關する事務に係る企画調整の事務並びに決算行政監視委員会の所管に属する法制に關する事務は、法制企画調整部においてつかさどる。

第十条 衆議院法制局長は、委員会から法制に關する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に關する予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（国会職員法の一部改正）

第四条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「常任委員会調査員」の下に「並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員」を加え、同条第五号中「除く外」を「除くほか」に改める。
第二十四条の三に次の一項を加える。
第二十条の二から第二十一条までの規定は、両議院の議長が協議して定める非常勤の職員については、これを適用しない。
第三十五条中「部長」の下に「並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

平成九年十二月十七日印刷

平成九年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D